

中間市第3次環境基本計画

— 人、水、緑、未来へつなぐ 心豊かにくらすまち —



はじめに

中間市は、水量豊かな遠賀川と緑豊かな遠賀平野の恵みを享受するとともに、先人が築いた歴史や文化遺産を受け継ぎながら、魅力あるまちづくりを進め、発展してきました。また、このような恵みと豊かな環境を適切に保全しながら人と自然とが共生し、持続的な発展が可能なまちを実現することを目指しています。これまでも、良好な環境の保全と創造を推進し、市民が安全・安心で快適に暮らすことができるよう、「中間市第2次環境基本計画」を策定し、各施策に関する取り組みを推進してまいりました。



しかしながら、計画策定から10年が経過し、地球温暖化や社会情勢の変化等によって、私たちの生活は大きく変化せざるを得ない状況になっています。特に近年では、地球温暖化の影響により、気候変動や生態系変化等、地球規模での問題が顕在化しており、本市を取り巻く環境も大きく変化しています。そこで、これらに対応し、後世への負担を最小限に抑え、豊かに暮らすことができるまちを実現するため、「中間市第3次環境基本計画」を策定しました。

本計画は、より一層深刻化する環境問題に適応し、持続可能なまちづくりを実現するため、「人、水、緑、未来へつなぐ 心豊かにくらすまち」を環境像として定め、環境意識・行動、気候変動、生活環境、自然環境、快適環境の5つの分野に目標を設定し、環境像達成に向け様々な施策に取り組んでまいります。

持続可能なまちづくりを推進し、本市のより良い環境を未来に残すためには、一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉えるとともに、行政をはじめ、市民や事業者の皆さまが一体となって、取り組むことが必要となりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました中間市環境審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

中間市長 福田 健次

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 中間市の環境をとりまく社会の動向.....	3
3. 中間市第2次環境基本計画の市民による評価.....	8
4. 計画の位置づけと役割.....	9
5. 計画の対象範囲.....	9
6. 計画期間.....	9
7. 市民・事業者・市の役割.....	10
第2章 中間市の概況.....	12
1. 沿革、位置.....	12
2. 気象.....	13
3. 人口.....	13
4. 産業.....	14
5. 交通.....	14
6. 土地利用.....	15
第3章 中間市の目指す環境像と基本方針.....	18
1. 目指す環境像.....	18
2. 分野別環境目標.....	19
3. 取組の体系.....	20
第4章 目指す環境像を実現するための施策.....	22
1. 環境意識・行動.....	22
2. 気候変動.....	27
3. 生活環境.....	33
4. 自然環境.....	40
5. 快適環境.....	44
第5章 共通テーマ.....	50
1. 水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指して.....	50
2. 人と環境が共生する脱炭素事業の推進.....	52
第6章 計画の推進.....	56
1. 計画の推進体制.....	56
2. 計画の進行管理.....	57

第1章

計画の基本的事項

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

中間市は、水量豊かな遠賀川と緑豊かな遠賀平野の恵みを享受するとともに、先人が築いた歴史や文化遺産を受け継ぎながら発展してきました。本市では、このような恵み豊かな環境を保全しながら人と自然とが共生し、持続的な発展が可能なまちを実現することを目指しています。

本市では、あらゆる環境問題を解決し、良好な自然環境を次世代に引き継ぐための指針として、2005 年 3 月に「中間市環境基本計画」（第 1 次計画）、2015 年 3 月に「中間市第 2 次環境基本計画」を策定して環境に関する様々な施策を推進してきました。

しかし、市の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。近年、地球温暖化に起因する気候変動や生態系への影響など、地球規模の課題が顕在化しており、日本を含む世界各地で持続可能な社会の構築に向けた取組が進められています。また、プラスチックごみ等による環境汚染が進行し、生物多様性や人の健康への大きなリスクとなっています。

このような本市を取り巻く環境の変化に対応するとともに、市民の意識の変化等も踏まえ、市民、事業者、行政などの協働により持続可能なまちづくりを一層推進していくため「中間市第 3 次環境基本計画」を策定します。

2. 中間市の環境をとりまく社会の動向

(1) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた“誰一人取り残さない”持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

SDGsは、2030年を達成年限とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。

これらの目標の相互関係を示すものとしてSDGsウェディングケーキモデルがあり、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられて成り立つという考え方が示されています。

■ SDGsの17のゴール



[資料：国際連合広報センター]

■ SDGs ウェディングケーキモデル



Graphics by Jerker Lokrantz/Azote

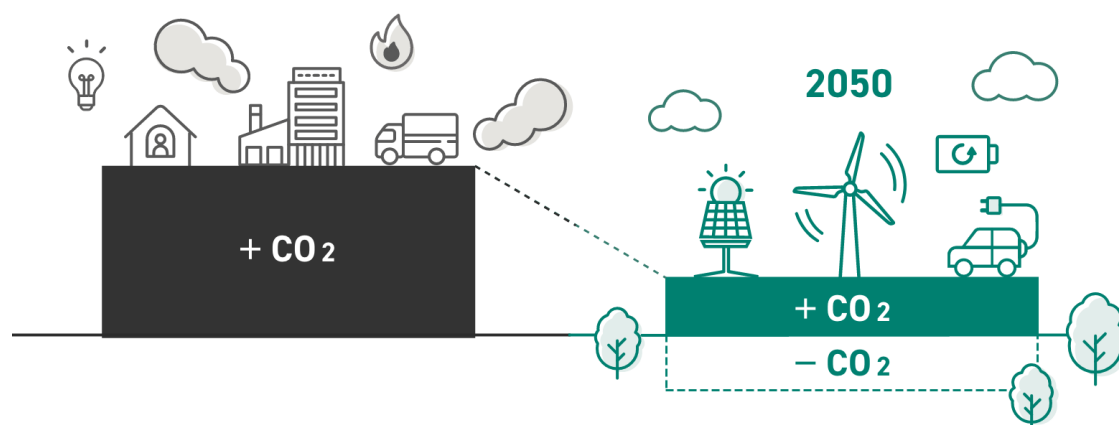
[資料：Stockholm Resilience Centre（一部改変）]

（２）カーボンニュートラル

パリ協定^{※1}において、2020 年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取り決めが示され、世界共通の「2℃目標（努力目標 1.5℃以内）^{※2}」が掲げられました。日本においても 2050 年までにカーボンニュートラル^{※3}を目指すことを宣言しています。

カーボンニュートラルの実現に不可欠となるのが「グリーントランスフォーメーション^{※4}」です。政府では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、徹底した省エネの推進、再エネの主力電源化、原子力の活用、燃料としての水素・アンモニアの活用等の取組を進めています。

■ カーボンニュートラルのイメージ図



[資料：環境省]

※1 パリ協定とは、2015 年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択、2016 年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みのことです。

※2 パリ協定により定められた、世界平均気温の上昇を産業革命前比で 2℃未満に抑える（理想的には 1.5℃未満）という目標のことです。

※3 カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすることです。

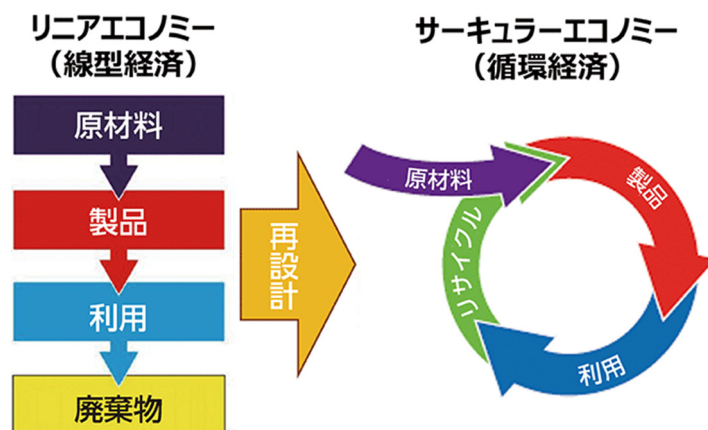
※4 グリーントランスフォーメーションとは、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のことです。

（３）サーキュラーエコノミー（循環経済）

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、製品などの資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システムです。

製品が一度きりの「使い捨て」の形で消費される“リニアエコノミー（線形経済）”の反対概念として位置づけられており、持続可能な形で資源を利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換を目指すことが世界の潮流となっています。

■ リニアエコノミーとサーキュラーエコノミー

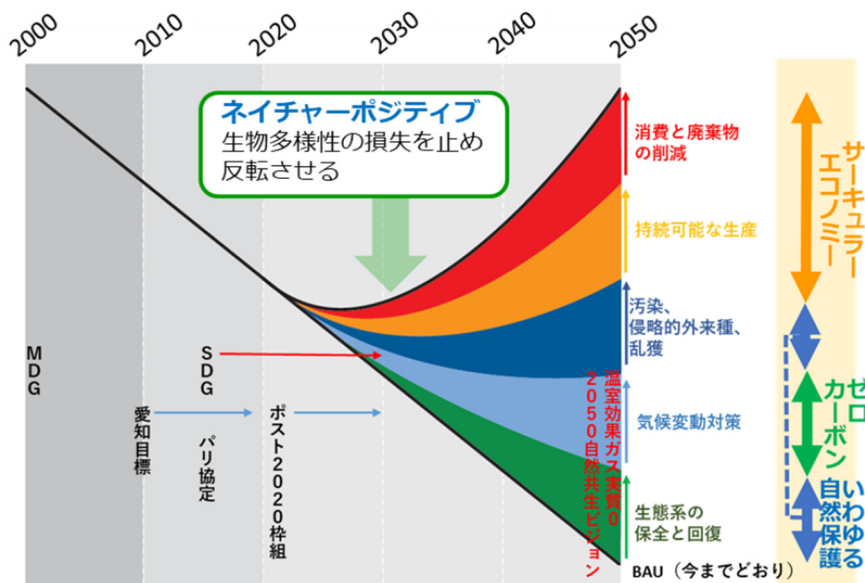


[資料：令和３年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）]

（４）ネイチャーポジティブ（自然再興）

ネイチャーポジティブ（自然再興）は、自然保護だけを行うものではなく、社会や経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方です。日本では、2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられており、その実現に向けた目標の一つとして、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」を位置付けています。

■ ネイチャーポジティブ（自然再興）



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

地球規模生物多様性概況第5版GBO5（生物多様性条約事務局2020年9月）

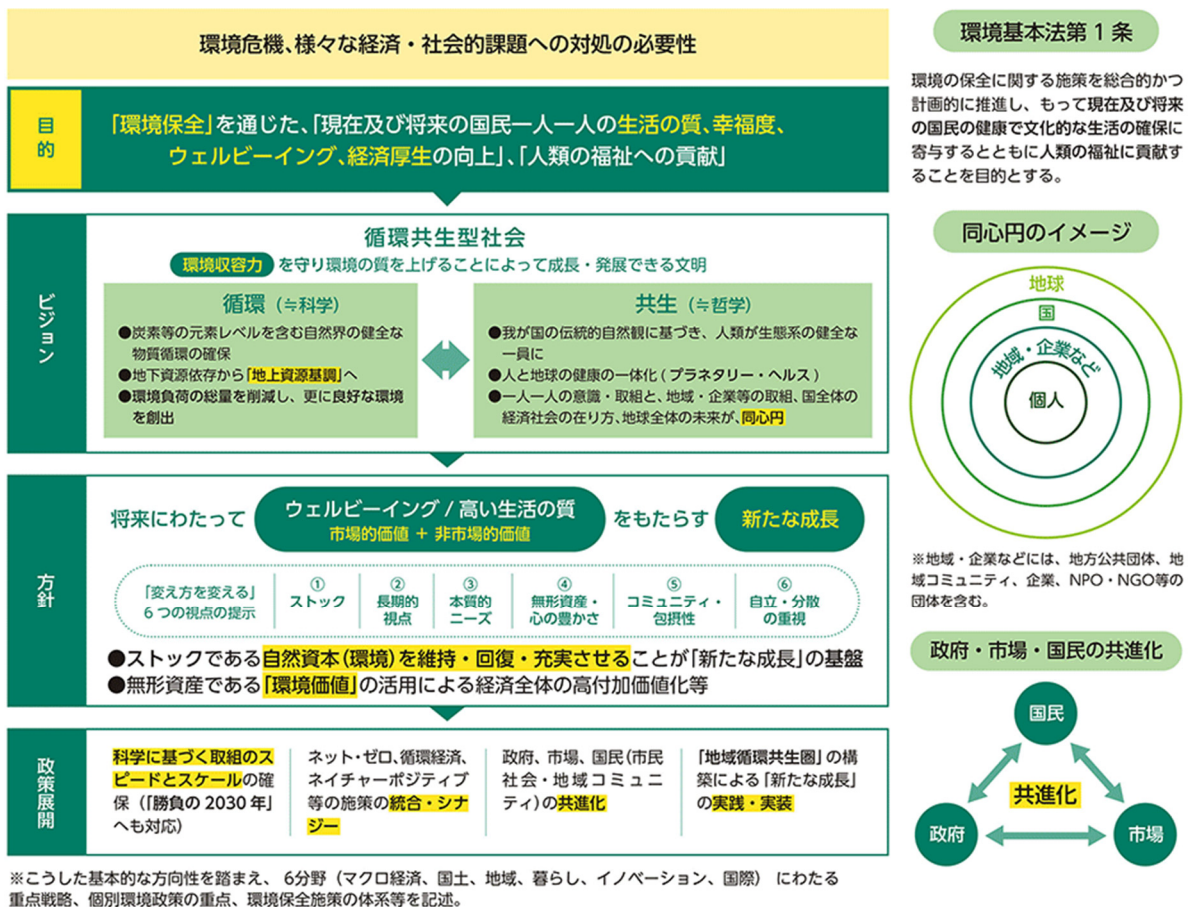
[資料：ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて（環境省）]

(5) 第六次環境基本計画

国の環境基本計画は、全ての環境分野を統合する最上位の計画として目指すべき文明・経済社会の在り方を提示するものであり、第六次環境基本計画が 2024 年 5 月に閣議決定されました。

第六次計画は、環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしています。

■ 第六次環境基本計画の基本的な考え方



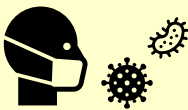
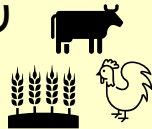
[資料：令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)]

（６）ワンヘルス

新型コロナウイルス感染症や狂犬病、新型インフルエンザなどの感染症は、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症です。人獣共通感染症が人から人に感染すると、時に大規模な流行となり人類に甚大な危害を及ぼします。この人獣共通感染症に対応するためには“人と動物の健康と環境の健全性是一つ”と考える「ワンヘルス」の理念に基づく総合的な取組が必要となります。

福岡県では、全国で初めてワンヘルスの推進を掲げた「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。この条例では、以下の６つの基本方針のほか、県民の理解促進やワンヘルス宣言事業者登録制度を進めることなどが定められています。

■ 福岡県におけるワンヘルスの基本方針

1	人獣共通感染症対策 人獣共通感染症の発生予防やまん延防止に取り組もう	
2	薬剤耐性菌対策（薬剤の適正使用） 薬は決められた用量や用法を守って服用しよう	
3	環境保護 地球上のあらゆる命が育まれる自然環境を守ろう	
4	人と動物の共生社会づくり ペットとのより良い関係のために健康管理を大切にしよう	
5	健康づくり ペットや自然とのふれ合いを大事にしながら健康づくりをしよう	
6	環境と人と動物のより良い関係づくり 健康を支える「安全・安心」な食のために、健全な農地などの健康を保とう	

[資料：福岡県だより 2022年9月号（福岡県）をもとに作成]

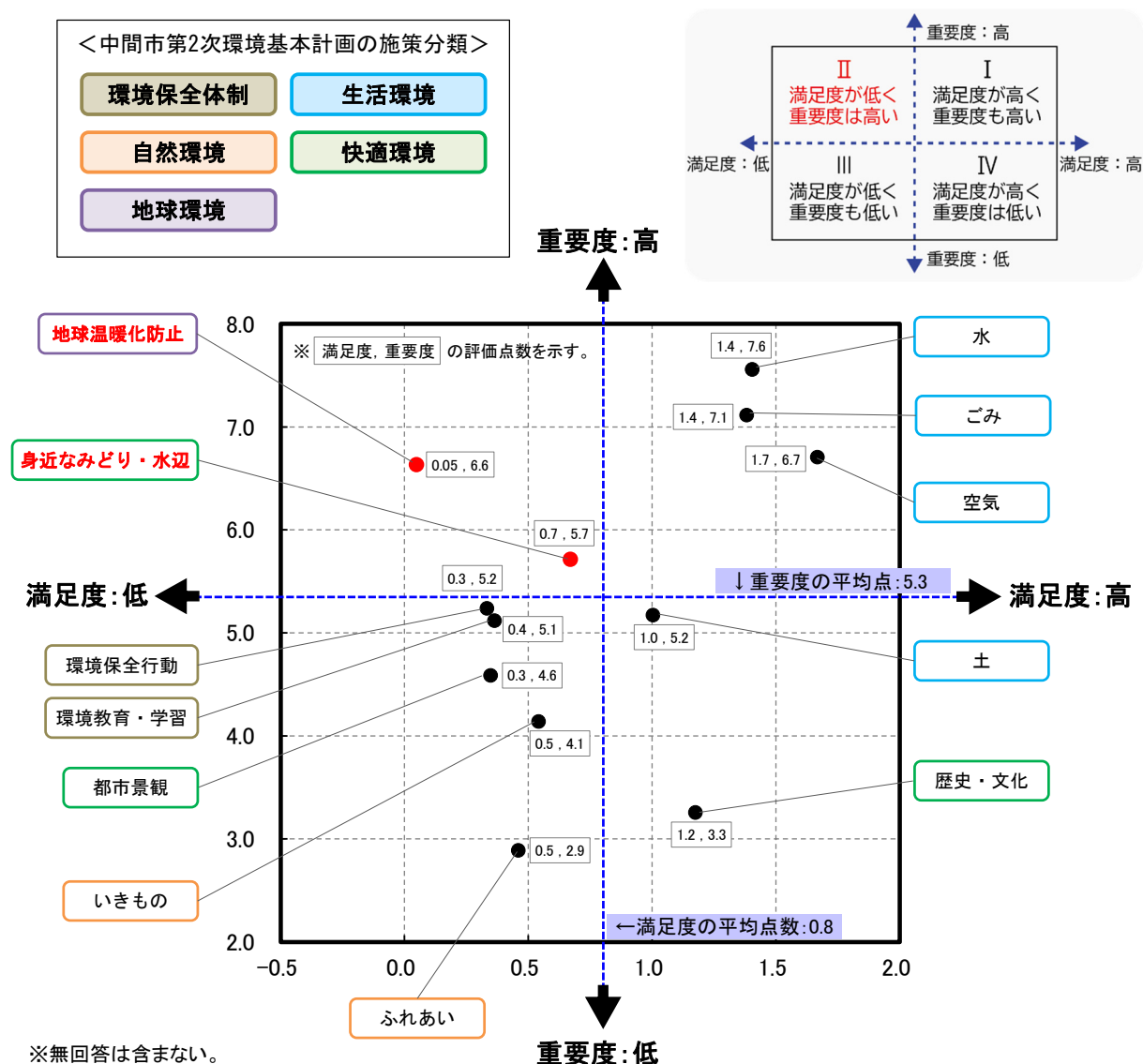
3. 中間市第2次環境基本計画の市民による評価

中間市第2次環境基本計画における環境関連施策の満足度及び重要度について、2024年度に市民アンケートを実施しました。

その結果によると、生活環境分野の施策は相対的に満足度が高くなっています。一方で、相対的に満足度は低い、重要度は高い対策は「身近なみどり・水辺」と「地球温暖化防止」でした。

このような市民目線での評価を踏まえて見直しを行った施策を「第4章 目指す環境像を実現するための施策（p. 22）」に示しています。

■ 中間市第2次環境基本計画の市民による評価



※無回答は含まない。

● 評価点数の算出方法

評価点

「かなり満足(重要)」の回答者数 × 10 点
 +
 「やや満足(重要)」の回答者数 × 5 点
 +
 「どちらともいえない」の回答者数 × 0 点
 +
 「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者数 × -5 点
 +
 「かなり不満(重要ではない)」の回答者数 × -10 点

÷

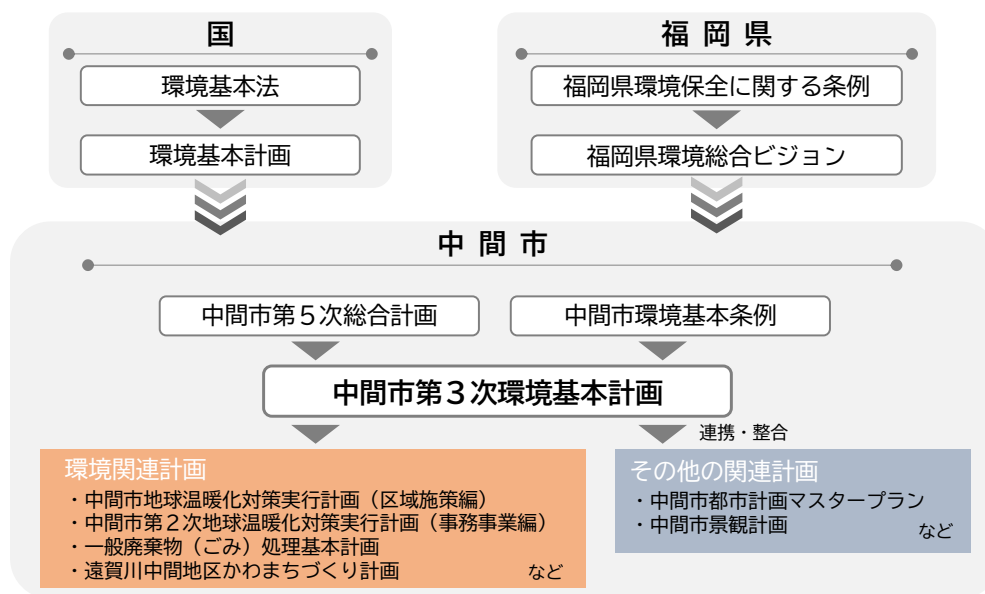
「かなり満足(重要)」
 「やや満足(重要)」
 「どちらともいえない」
 「やや不満(あまり重要ではない)」
 「かなり不満(重要ではない)」
 の回答者数

4. 計画の位置づけと役割

本計画は、本市におけるあらゆる環境問題を解決し、良好な自然環境を次世代へ引き継ぐための指針です。

また、市の最上位計画である「中間市第5次総合計画」に示した将来像である『豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」』を環境面から実現するための、環境行政の最上位計画に位置付けられます。

■ 計画の位置づけ



5. 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、中間市全域とします。

ただし、廃棄物問題等、市域を越えて広域的な取組が必要な課題や施策については、周辺自治体や国・県との連携を図りながら推進していきます。

また、対象とする分野は「①環境意識・行動、②気候変動、③生活環境、④自然環境、⑤快適環境」の5分野とし、取り扱う主な項目は下表のとおりです。

■ 本計画で取り扱う主な項目

分 野	項 目
環境意識・行動	環境教育・学習、環境に関する普及啓発・情報発信、市民と連携した環境保全活動 など
気候変動	地球温暖化防止、再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動影響への適応 など
生活環境	水質、大気、騒音・振動、悪臭、廃棄物、リサイクル など
自然環境	植物、動物、農地、人と自然とのふれあい など
快適環境	身近なみどり・水辺、歴史・文化、都市景観 など

6. 計画期間

計画の期間は、2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間とします。

7. 市民・事業者・市の役割

本計画に基づき、市民・事業者・行政等の各主体が協働・連携して、環境保全・創造に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することとします。

(1) 市民（市民団体を含む）の役割

- ▶ 日常生活における環境への影響を認識し、環境負荷の低減に努めます。
- ▶ 人と環境の関わりについて関心を持ち、理解を深めます。
- ▶ 積極的に地域の環境保全活動に参加します。
- ▶ 市や事業者が行う取組に協力します。

(2) 事業者の役割

- ▶ 事業活動における環境への負荷を認識し、環境負荷の低減に努めます。
- ▶ 従業員の環境に関する理解を深め、事業活動において環境保全に努めます。
- ▶ 市が行う取組に協力し、市民の環境保全活動の支援を行います。

(3) 市の役割

- ▶ 環境保全に関する基本的・総合的な施策を策定し、実施します。
- ▶ 計画の施策を実施する際には、環境負荷の低減に積極的に取り組みます。
- ▶ 市民や事業者などの各主体による環境保全活動の促進を図ります。

■ 市民・事業者・市の役割



第2章

中間市の概況

第2章 中間市の概況

1. 沿革、位置

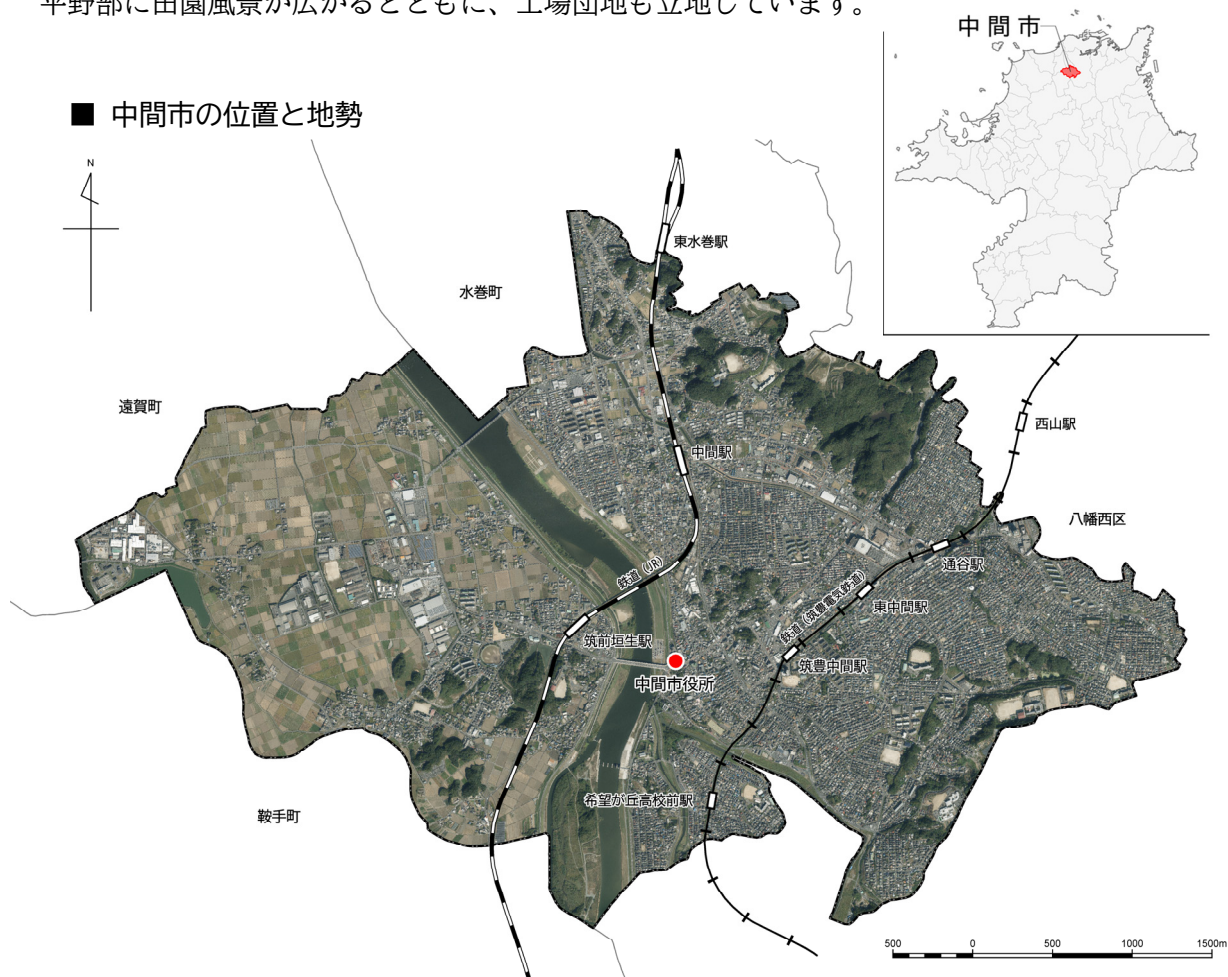
(1) 沿革

本市は肥沃な遠賀平野に位置していることから、古代より稲作が盛んで、弥生時代の「遠賀川式土器」など農耕文化を伝える遺物が多く出土しています。古墳時代には垣生丘陵に多数の横穴式の群集墓が造られ、「垣生羅漢百穴」として県指定文化財に指定されています。また、明治末期から昭和初期にかけて石炭産業が発展し、炭坑の町として筑豊炭田の一翼を担いました。1910年には送水施設である「遠賀川水源地ポンプ室」が操業を開始し、2015年には世界遺産に登録されています。1958年11月、市町村合併特例法に基づいて市制が施行され、現在の中間市が誕生しました。

(2) 位置

本市は、福岡県の北部に位置しており、北九州市・遠賀郡・鞍手郡に接しています。

面積は15.96km²で、市の中央部を南北に貫流する一級河川 遠賀川により東西に分かれており、通称「川東（かわひがし）」と「川西（かわにし）」と呼ばれています。川東は、北九州市との市境沿いになだらかな丘陵地帯が広がり、住宅地が多い地域です。一方で、川西は、広大な平野部に田園風景が広がるとともに、工場団地も立地しています。



[資料：中間市（撮影：2020年10月）、国土交通省 国土数値情報をもとに作成]

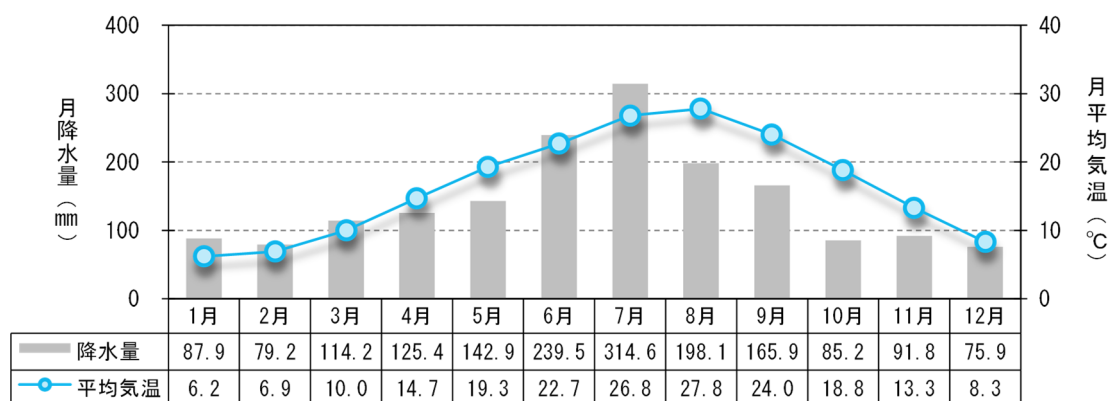
2. 気象

市内に気象観測所はなく、最寄りの気象観測所として北九州市八幡西区の八幡地域気象観測所があります。

本市の気候は、山陰型気候と西九州内陸型気候との接点にあります。比較的温暖な気候ですが、冬には北西の季節風が吹きます。また、梅雨の時期（6～7月頃）に降雨が多い傾向にあります。



■ 月別の降水量と気温の平年値※5

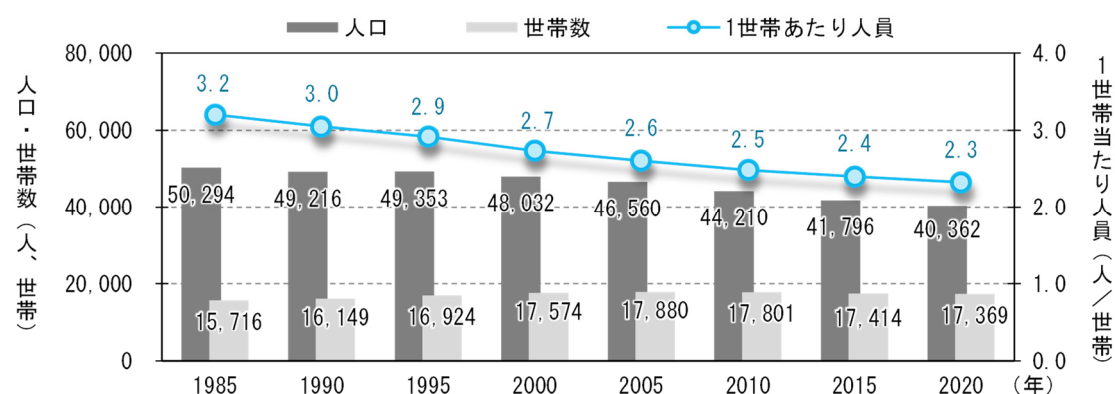


[資料：気象庁ウェブサイト 統計期間：1991～2020]

3. 人口

本市の2020年の人口は40,362人であり、減少傾向が続いています。また、この傾向が今後も継続した場合、2050年には26,055人まで減少すると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）。

■ 人口と世帯数の推移



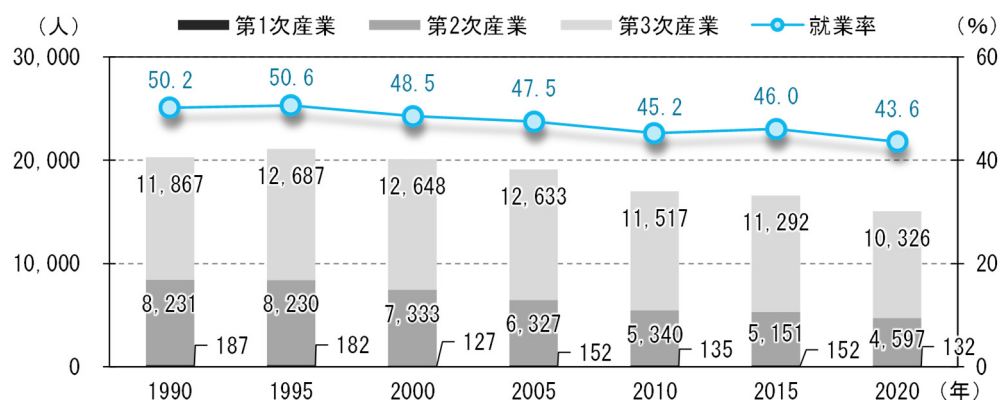
[資料：国勢調査（総務省統計局）]

※5 1991年から2020年の平均値。平年値とは、西暦年の1の位が1の年から30年後の1の位が0で終わる年まで、30年間分の気象データについて算出した平均値のことをいいます。

4. 産業

本市の就業者数及び就業率は減少傾向にあります。2020 年における就業者数の産業大分類別割合は、第3次産業が全体の約 69%を占めており、第2次産業が約 30%、第1次産業が約 1%となっています。

■ 産業大分類別就業者数の推移

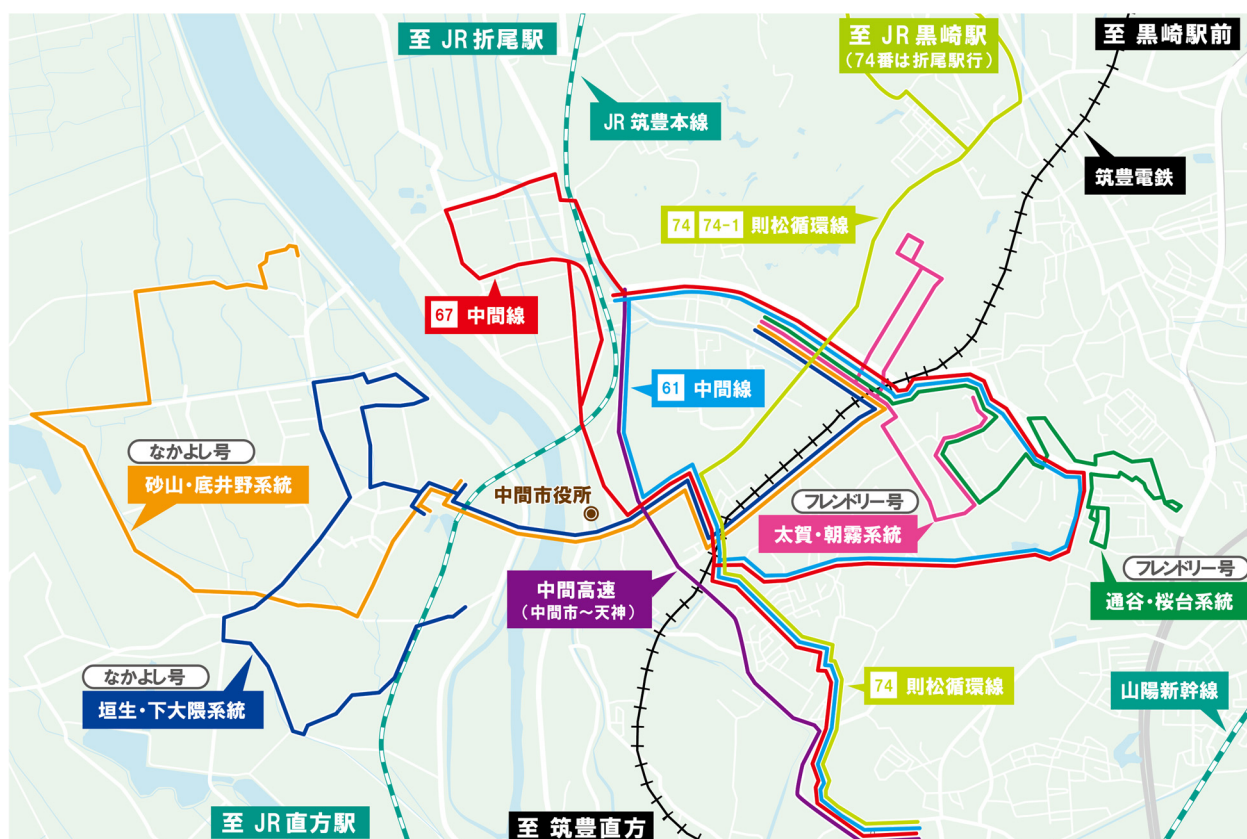


[資料：国勢調査（総務省統計局）]

5. 交通

本市には、JR 筑豊本線（福北ゆたか線）と筑豊電気鉄道の2つの鉄道が通っています。また、路線バスは西鉄バスやコミュニティバスにより構成されています。

■ 公共交通機関

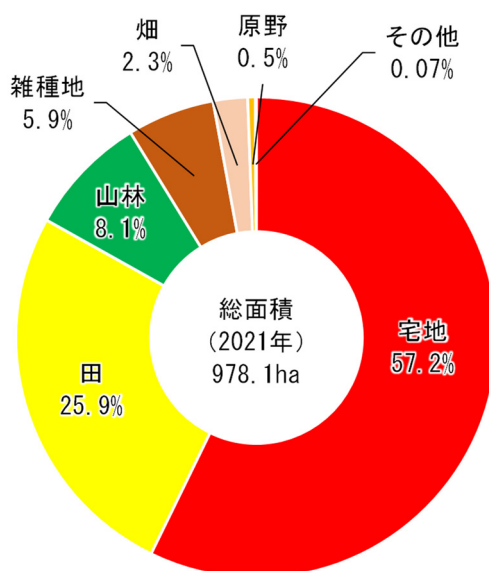


[資料：中間市公共交通おでかけ MAP より作成]

6. 土地利用

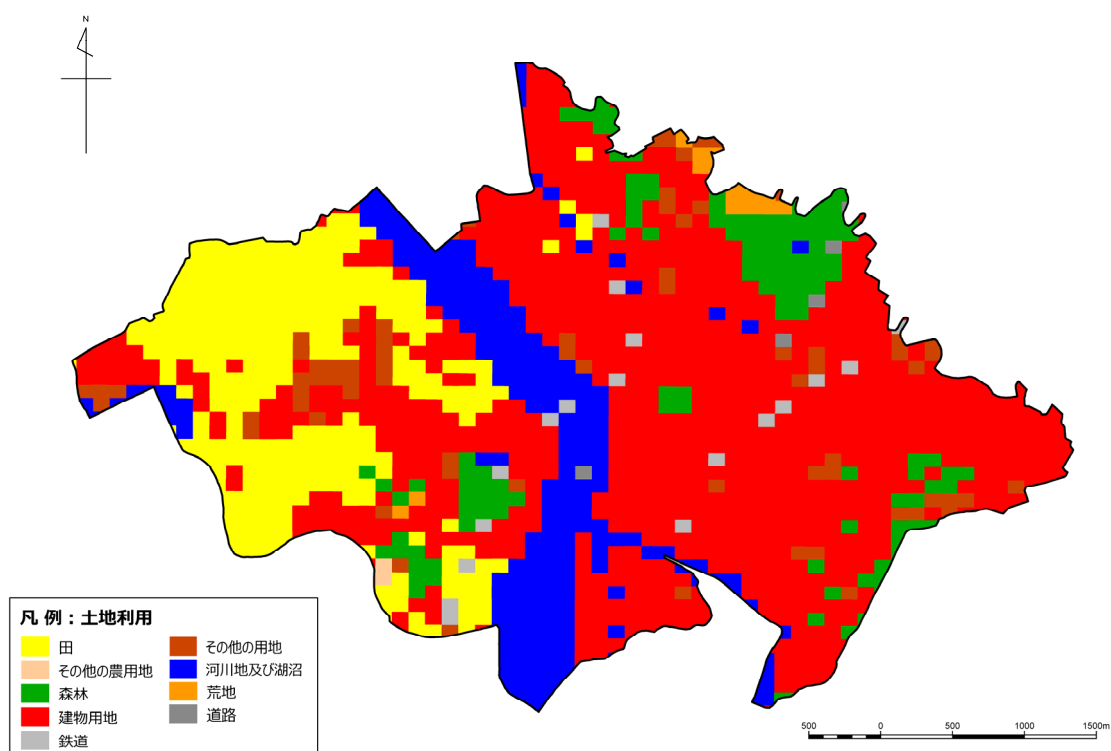
地目別土地面積は、宅地の面積が全体の約 57%と最も大きく、次いで田が約 26%となっています。土地利用現況図をみると、市中央部を縦断するように南北に遠賀川が流れており、その東部には建物用地、西部には田が多く分布しています。

■ 地目別面積（民有地）



[資料：令和 3 年福岡県統計年鑑]

■ 土地利用現況図（2021 年度）



[資料：国土交通省 国土数値情報をもとに作成]

第3章

中間市の目指す環境像と 基本方針

第3章 中間市の目指す環境像と基本方針

1. 目指す環境像

人、水、緑、 未来へつなぐ 心豊かにくらすまち

本市には豊かな水資源や緑があり、その恵みを享受しながら発展してきました。このような豊かな恵みを次世代につなぐため、地域資源を適切に保全・活用し、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

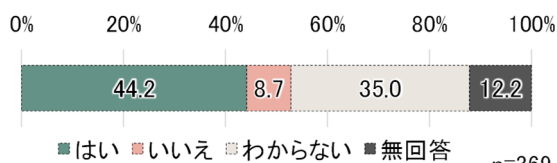
また、深刻化している気候変動の影響など、様々な環境課題に対応しながら、市民が安全・安心・快適に暮らすことができる、住みよいまちづくりを推進します。

「水」や「緑」などの豊かな自然環境や、安全・安心で快適な生活環境の中で、将来世代も含めて一人ひとりが心豊かに暮らすことができるまちをイメージして、環境像を設定しています。

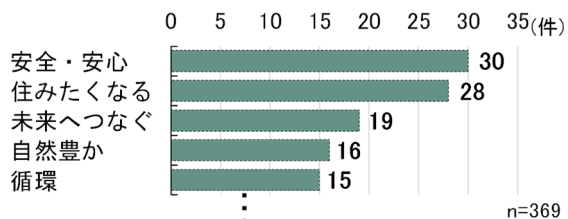
<市民アンケート調査結果>

市民アンケート調査の結果、第3次計画の環境像は、第2次計画の環境像「人、水、緑、みんなであつたえよう なかま」を継続していくべき、という意見が多く寄せられました。一方で、新しい環境像のキーワードとして「安全・安心」や「未来へつなぐ」等が挙げられました。第3次計画の環境像は、このような市民の意見も踏まえて設定しています。

Q. 第2次環境基本計画の環境像「人、水、緑、みんなであつたえよう なかま」について、今後も継続していくべきと思いますか？



Q. 新しい環境像のキーワードとして、ふさわしいと思われるキーワードは？（上位5位を抜粋）



2. 分野別環境目標

目指す環境像を達成するために分野ごとの目標を以下のように設定します。

環境意識・行動

なかまと共にはぐくみ、つたえるまち

気候変動

ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応するまち

生活環境

安全・安心に暮らせる、住み続けたくなるまち

自然環境

自然と共生するまち

快適環境

景観や地域資源に親しみ、活用するまち

環境像

人、水、緑、未来へつながる心豊かにくらすまち

環境意識・行動 なかまと共にはぐくみ、つたえるまち

1 環境に配慮した行動の促進

- 施策
- 環境啓発・情報発信の推進
 - 環境に関するモラルの向上
 - 地域美化活動の推進
 - 事業者による環境経営の促進

2 環境教育・学習の推進

- 施策
- 学校における環境教育の推進
 - 様々な主体への教育・学習の場の提供
 - ワンヘルスの普及

気候変動 ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応するまち

1 温室効果ガスの排出を削減する緩和策の推進

- 施策
- 再生可能エネルギーの導入推進
 - 省エネルギー対策の推進
 - 環境にやさしい移動手段の推進

2 気候変動の影響に備える適応策の推進

- 施策
- 適応策の普及啓発
 - 自然災害への適応策の推進
 - 熱中症対策の推進
 - 産業に関する影響への適応策の推進

生活環境 安全・安心に暮らせる、住み続けたいまち

1 水環境の保全

- 施策
- 水質の監視
 - 生活排水対策の推進

2 大気環境等の保全

- 施策
- 大気汚染に関する情報把握及び注意喚起
 - 悪臭の防止
 - 騒音・振動の防止

3 3Rの推進

- 施策
- ごみの減量化
 - プラスチックごみの削減
 - 再資源化の推進
 - 事業者による廃棄物の適正処理

自然環境 自然と共生するまち

1 生物多様性の保全・再生

- 施策
- 生息・生育環境の保全
 - 自然共生の実現に向けた情報基盤の整備
 - 外来生物の防除対策の推進

2 自然とのふれあいの確保

- 施策
- 自然とふれあう機会の創出

3 自然の恵みの持続可能な利用

- 施策
- 農地の保全と活用
 - 地産地消の推進

快適環境 景観や地域資源に親しみ、活用するまち

1 身近なみどり・水辺の整備

- 施策
- みどりの保全・創出
 - 水辺の整備

2 歴史的環境資源を活かしたまちづくり

- 施策
- 歴史的環境資源の保全・利活用の推進

3 美しいまちづくり

- 施策
- 良好な都市景観の形成
 - 空き家対策の推進

第4章

目指す環境像を
実現するための施策

第4章 目指す環境像を実現するための施策

1. 環境意識・行動

環境目標：なかまと共にはぐくみ、つたえるまち

(1) 環境に配慮した行動の促進

現況・課題

- 市内では、市民団体による環境保全活動が活発に行われており、環境に対する市民の意識は高まっています。一方で、今後は人口減少や高齢化に伴う人材不足が懸念されています。このため、環境保全活動や市の環境施策を広く周知するなど、市民や事業者が活動に参加しやすい環境を整える必要があります。

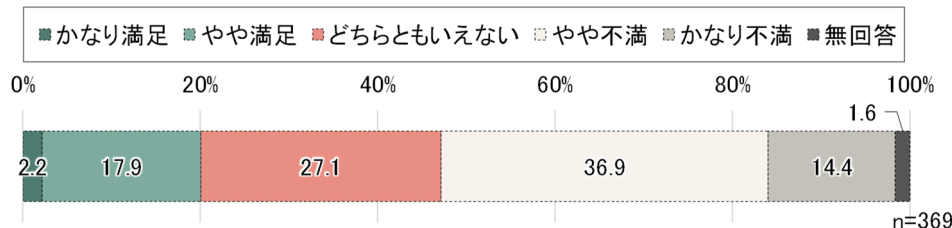
■ 市民団体の主な活動内容

団体名	活動内容
清掃美化ボランティアの会	市内の清掃活動（月2回程度）を実施。
なかまの環境を良くする会	清掃活動（月1回）などを実施。
中間市を花いっぱいにする会	公共施設の花壇等の整備を定期的実施。
曲川を守る会	曲川の清掃活動（年2回）を実施。
中島自然再生協議会	中島の清掃活動や火入れ、外来生物の駆除などを実施。
中間市婦人会赤十字奉仕団	JR 中間駅周辺で清掃活動（年1回）を実施。

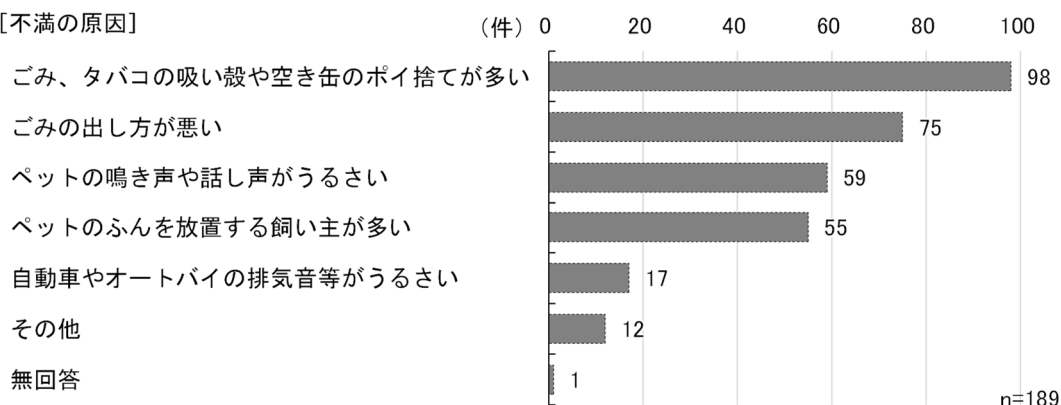
- 市民アンケート調査結果では、「市民の環境に関するモラル（道徳）」に対する満足度が低く、特にポイ捨てやごみの出し方に関する意見が多く寄せられました。市民の環境意識をさらに高めるため、啓発活動の強化が求められます。

<市民アンケート調査結果>

Q. 市民の環境に関するモラル（道徳）に関する満足度



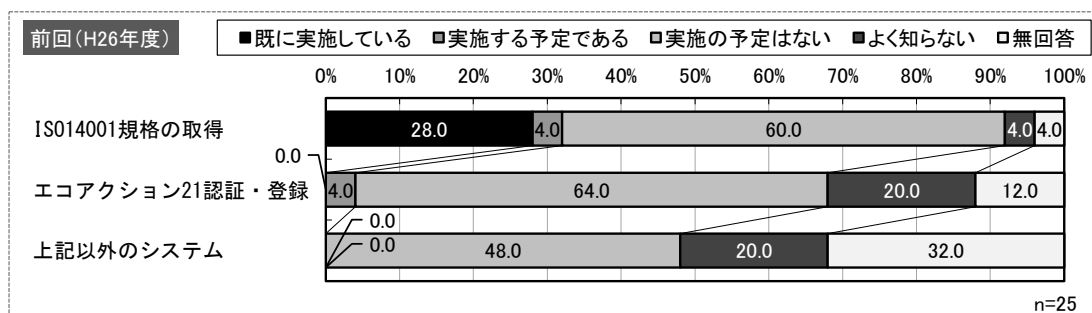
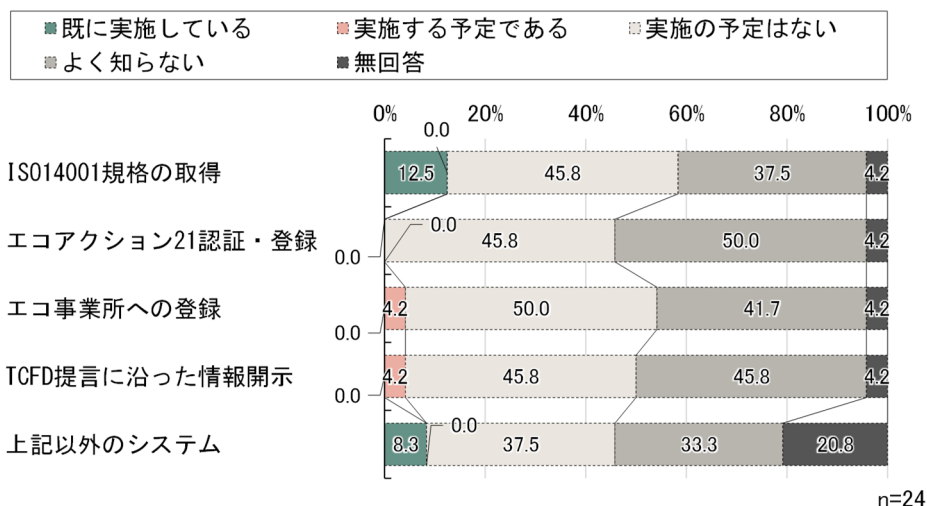
[不満の原因]



●事業者アンケート調査結果では、環境マネジメントシステム^{※6}（ISO14001^{※7}やエコアクション 21^{※8}等）を導入している事業者が少なくなっています。環境に配慮しつつ自社の企業価値も高める、環境経営を促進していく必要があります。

<事業者アンケート調査結果>

Q. 環境マネジメントシステム^{※6}（ISO14001^{※7}やエコアクション 21^{※8}）や福岡県内の事業所を対象としたエコ事業所^{※9}、TCFD^{※10}提言に沿った情報開示についての取組状況と今後の予定について



- ※6 環境マネジメントシステムとは、事業所ごとに環境保全に関する方針を作成して、実施し、達成し、見直し、かつ維持するための組織の体制、計画活動を含むシステムのことです。
- ※7 ISO14001 とは、国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称です。
- ※8 エコアクション 21 とは、広範な中小企業、学校、公共機関等が環境マネジメントシステムに取り組むための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。
- ※9 エコ事業所とは、福岡県内に所在する事業所（オフィスや工場、学校、店舗、病院等）のうち、電気や自動車燃料（ガソリン）の使用量削減等・省エネルギー・省資源に取り組むことを宣言する事業所のことです。
- ※10 TCFD とは、気候関連財務情報開示タスクフォースの略称です。企業が気候変動をどのように考え、どのような財政的な影響を受けるか、どのような行動をしているかを消費者や ESG 投資家に示す国際基準のことです。

① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
環境啓発・ 情報発信の推進	市の環境の現状や環境関連イベント情報を周知広報することにより、市民・事業者の環境に関する意識の向上を図るとともに環境保全活動への参加促進を図ります。	環境保全課
	市民団体による環境保全活動等を周知広報することにより、参加促進を図ります。	環境保全課
環境に関する モラルの向上	市内におけるポイ捨ての現状を伝えるとともに、改善に向けた啓発を行います。	環境保全課
	ペットの飼い主に対するふんの始末等に関する適正飼養を啓発します。	環境保全課
地域美化活動 の推進	市民と協力して曲川や堀川清掃、道路清掃を実施するなど、地域の環境美化活動を推進します。	環境保全課 建設課 企画課
事業者による 環境経営の促進	事業者に環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）を普及・啓発します。	環境保全課

② 指標

指 標	現 況 値	目 標 値
河川清掃活動の参加者数	293 人／年 (2023 年度)	350 人／年 以上 (2034 年度)

■ 曲川の清掃活動



(2) 環境教育・学習の推進

現況・課題

- 現在、小学校を対象とした環境教育が年に1回行われていますが、そのほかで環境について学ぶことができる機会が少なくなっています。今後は多様な主体が環境について学ぶことができる場を提供していくことが求められます。
- 本市は2024年11月に「中間市ワンヘルス推進宣言」を表明しました。この宣言に基づき、市民へのワンヘルスの周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に必要な支援を行っていくこととしています。

中間市ワンヘルス推進宣言

新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症は、森林開発などにより地球温暖化や生態系の劣化が進み、人と野生動物の生息区域が変化したことで、動物が持つ病原体が人にも感染するようになったとされています。

この人獣共通感染症に対応するために、人と動物の健康及び環境の健全性は密接に関連し合う一体のものとして捉える、「ワンヘルス」の理念に基づく総合的な取り組みが求められています。

福岡県は、全国に先駆けて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、ワンヘルスの実践のための6つの基本方針を示し、さらにこれを具体化した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定しました。

本市は、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るため、ワンヘルスの理念のもと、下記の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言します。

記

- 1 福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づき、福岡県の取り組みに連携・協力し、ワンヘルス実践施策を積極的に推進します。
- 2 市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行います。

令和6年11月28日



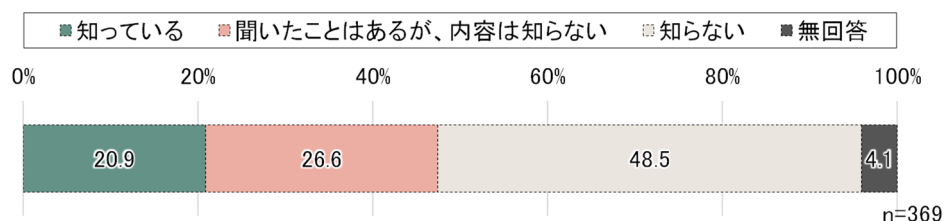
中間市長

福田健次

- 市民アンケート調査結果によると、市民の「ワンヘルス」に対する認知度は低くなっています。
このため、ワンヘルスの認知度向上を目指して普及・啓発に取り組む必要があります。

<市民アンケート調査結果>

Q. あなたは「ワンヘルス」という言葉をご存知ですか。



① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
学校における環境教育の推進	市内小中学校において、環境教育・学習を計画的に実施します。また、環境教育と教科等の学習内容との関連を図ったカリキュラムマネジメント※11を推進します。	学校教育課
様々な主体への教育・学習の場の提供	環境に関するイベント等を開催します。	環境保全課
	環境教育に関する講師派遣について情報提供を行います。	環境保全課
	事業者が環境に関する研修会等を開催する際、講師を派遣します。	環境保全課
ワンヘルスの普及	広報誌、市ホームページ、イベントでの普及啓発活動等により、ワンヘルスの普及を推進します。	環境保全課

② 指標

指 標	現 況 値	目 標 値
市主催の環境イベントの開催回数	0 回／年 (2023 年度)	3 回／年 以上 (2034 年度)

※11各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、

①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。

2. 気候変動

環境目標：ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応するまち

(1) 温室効果ガスの排出を削減する緩和策の推進

現況・課題

- 本市では、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする“ゼロカーボンシティ”の実現を目指し、2022 年 1 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



中間市ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界各地で地球温暖化の影響とみられる異常気象や大規模災害が発生し、日本国内でも毎年のように記録的豪雨や巨大台風により甚大な被害を受けています。

2015 年に合意された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することとされました。

また、2018 年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による特別報告書では、気温上昇を 1.5℃に抑えることによって、多くの気候変動の影響が回避できることが強調され、そのためには 2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成する必要があるとされています。

我が国でも、2020 年の内閣総理大臣所信表明で、2050 年「温室効果ガス排出実質ゼロ」の方針が示され、衆議院及び参議院の両議院において、気候非常事態宣言が可決されています。

中間市は、肥沃な遠賀平野に位置しており、緑豊かな田園風景を残しながら、北九州経済圏の発展に資する住宅都市として魅力あるまちづくりを進めてきました。そして、人々の生活と産業を支える遠賀川の水質保全や水源の確保など重要な機能を保ちながら今日に至っています。また、これまでも、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて努力し、北九州都市圏の各自治体と連携して脱炭素社会の早期実現に取り組んできました。

私たち中間市は、今後いっそう、市民、事業者、団体等のみなさんとの協働を進め、気候変動や異常気象の影響を抑え、豊かで安心して暮らすことができる環境を守り育て、後世に引き継ぎ、社会・経済活動を推進するために、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言します。

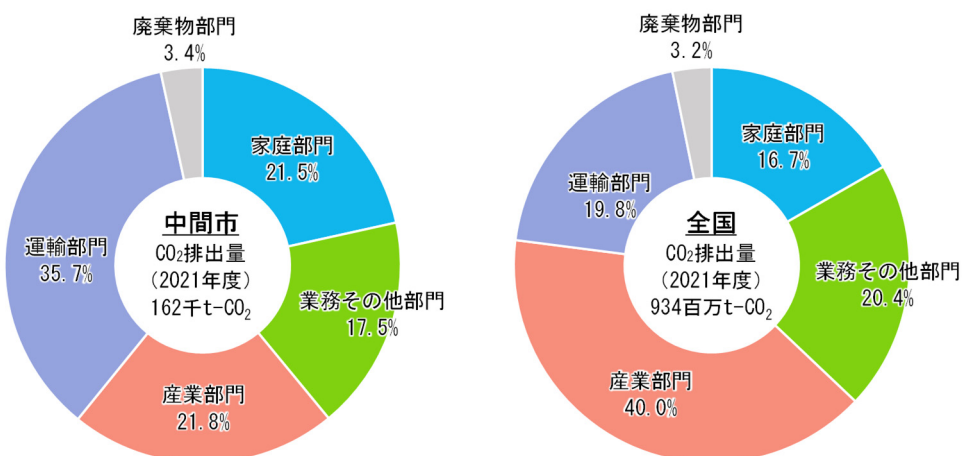
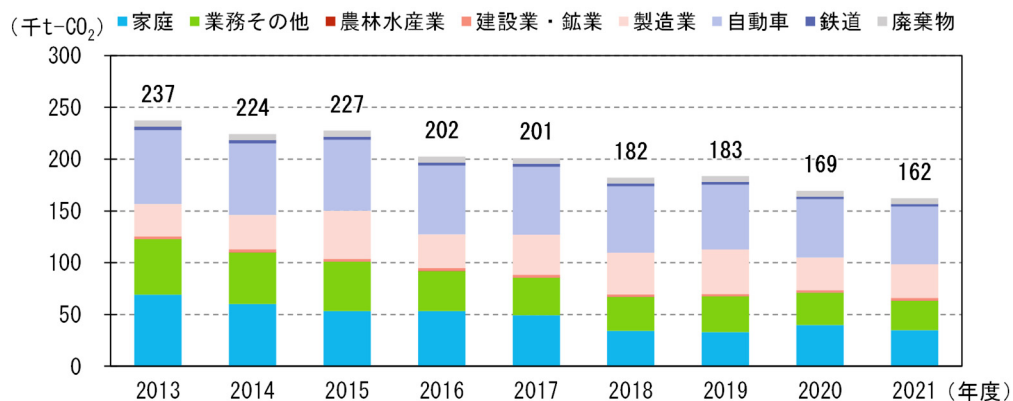
令和4年（2022年）1月25日

中 間 市 長

[資料：中間市ウェブサイト]

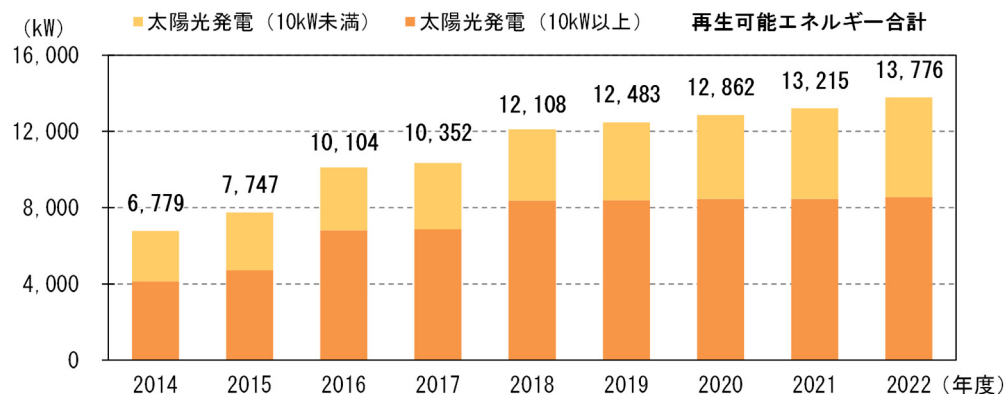
●市域の2021年度の二酸化炭素排出量は162千t-CO₂であり、2013年度以降は減少傾向となっています。しかし、市の目標である「2030年度までに温室効果ガス排出量を46%削減（2013年度比）＝排出量が128千t-CO₂以下」を達成するためには、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などをさらに進める必要があります。

■ 二酸化炭素排出量の推移（上）と部門別割合（下）



[資料：中間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）]

■ 市内のFIT制度による再生可能エネルギーの導入状況の経年変化



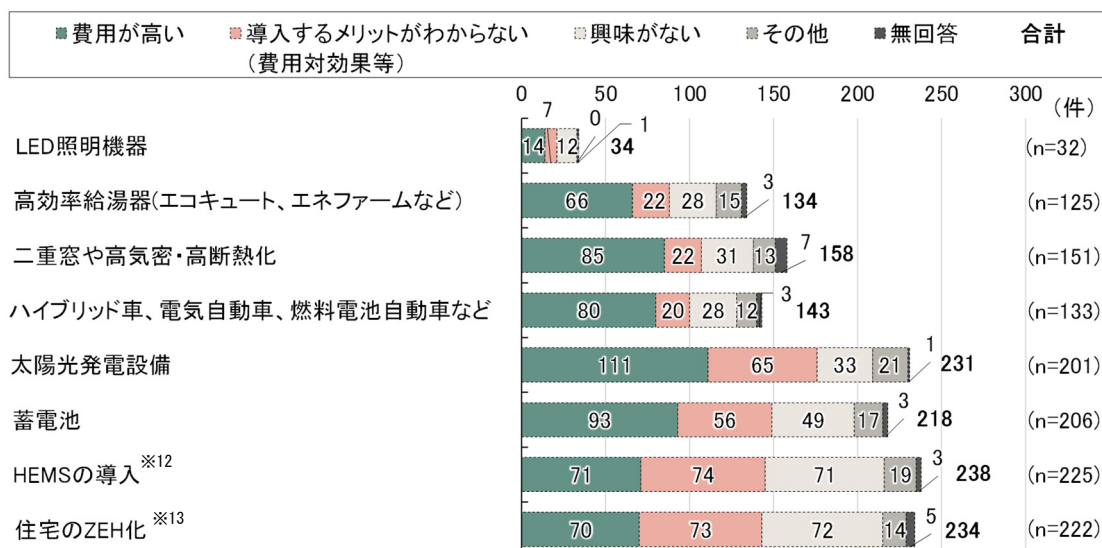
注）本市では、再生可能エネルギーのうち、風力発電・水力発電・地熱発電・バイオマス発電は導入されていません。

[資料：自治体排出量カルテ（環境省）]

●市民・事業者アンケート調査結果では、再生可能エネルギーや省エネルギー設備を導入しない理由として「費用が高い」という意見が多く寄せられました。市民・事業者が導入するメリットを感じられる取組が求められています。

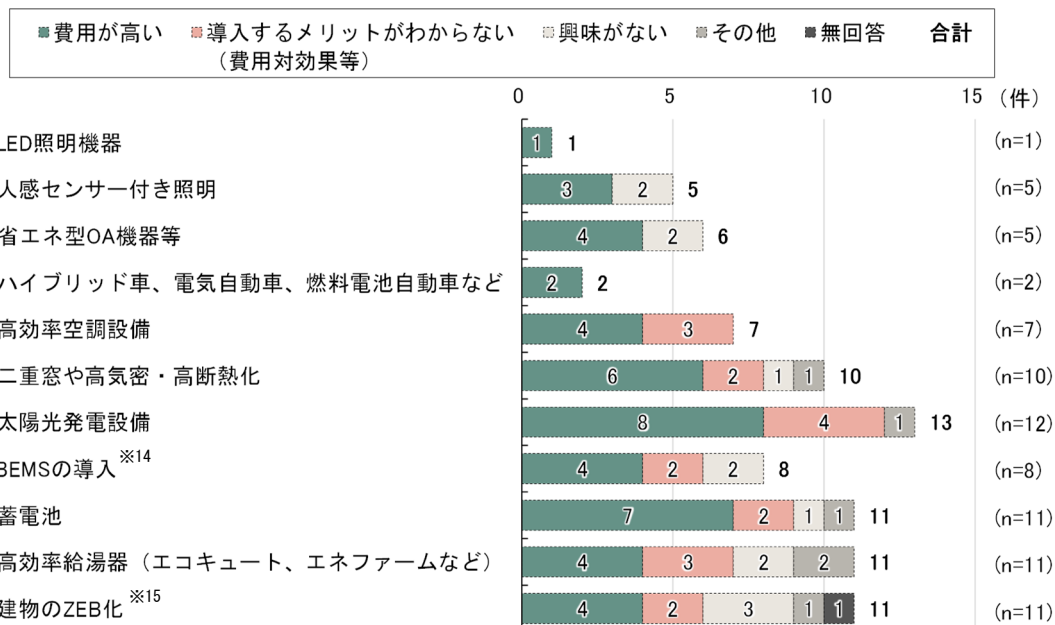
<市民アンケート調査結果>

Q. 省エネルギー・再生可能エネルギー機器や設備について“導入予定はない”と回答した理由（複数選択）



<事業者アンケート調査結果>

Q. 省エネルギー・再生可能エネルギー機器や設備について“導入予定はない”と回答した理由（複数選択）



※12 HEMS とは、家庭内のエネルギー使用量の「見える化」と家電・住設機器を「制御」することにより、エネルギーの管理・節約ができる家庭用の電力管理システムのことです。

※13 ZEH とは、年間で消費するエネルギー量と太陽光発電等で創るエネルギー量のバランスを正味で概ねゼロ以下にする住宅のことです。

※14 BEMS とは、ビル内の電力使用量等を計測し、見える化を図るとともに、空調等を制御するエネルギー管理システムのことです。

※15 ZEB とは、年間で消費するエネルギー量と太陽光発電等で創るエネルギー量のバランスを、正味で概ねゼロ以下にする建物のことです。

① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
再生可能エネルギーの導入推進	太陽光発電設備や蓄電池等を導入するメリットや助成制度等に関する啓発を行うことにより、普及を促進します。	環境保全課
	公共施設において、再生可能エネルギーの導入を率先して進めます。また、再エネを導入する際には、災害時の電源確保に備え、蓄電池の導入も併せて検討します。	環境保全課 公共施設管理課 安全安心 まちづくり課
省エネルギー対策の推進	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」等を周知広報することにより、市民の行動変容を促します。	環境保全課
	省エネルギー対策（省エネ行動、ZEH・ZEB・高効率機器の導入、エコドライブ等）を実施するメリットや助成制度等に関する啓発を行うことにより、普及を促進します。	環境保全課
	市職員は、中間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネルギー行動を率先的に実践します。	環境保全課
環境にやさしい移動手段の推進	公共交通利用促進の普及啓発活動やデジタル技術の導入等により、公共交通を中心とした生活への自発的な転換を促進します。	都市計画課
	平坦な地形を活かして自転車利用を促進します。	環境保全課
	電動車を導入するメリットや助成制度等に関する啓発を行うことにより、普及を促進します。	環境保全課
	公用車の新規購入に際して、電動車の導入を進めます。	環境保全課 公共施設管理課
	市職員のノーカーデーを設定・実施します。	総務課

② 指標

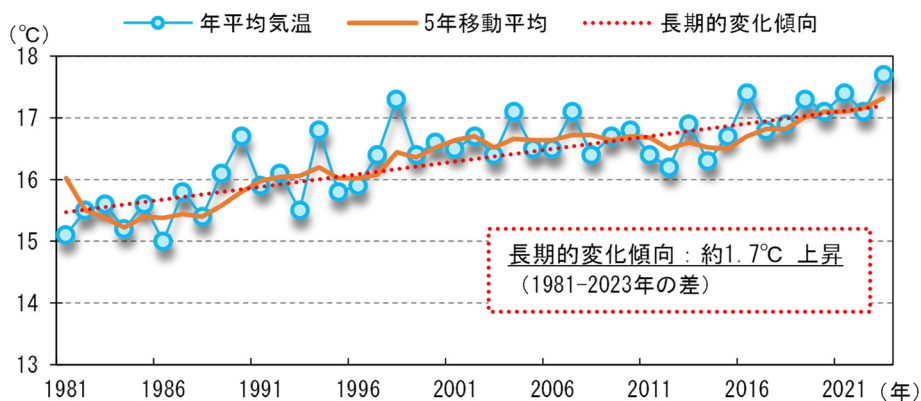
指 標	現 況 値	目 標 値
市域の二酸化炭素排出量	162 千 t-CO ₂ (2021 年度)	128 千 t-CO ₂ 以下 (2030 年度)
市域の再生可能エネルギー導入容量	13,776kW (2022 年度)	17,000kW 以上 (2030 年度)
公用車の電動車導入台数	0 台 (2023 年度)	10 台以上 (2034 年度)

(2) 気候変動の影響に備える適応策の推進

現況・課題

- 八幡地域気象観測所では、1981年から2023年までの長期的な変化傾向として、年平均気温が約1.7℃上昇しており、暑熱環境が悪化しています。

■ 八幡地域気象観測所における年平均気温の長期的変化傾向

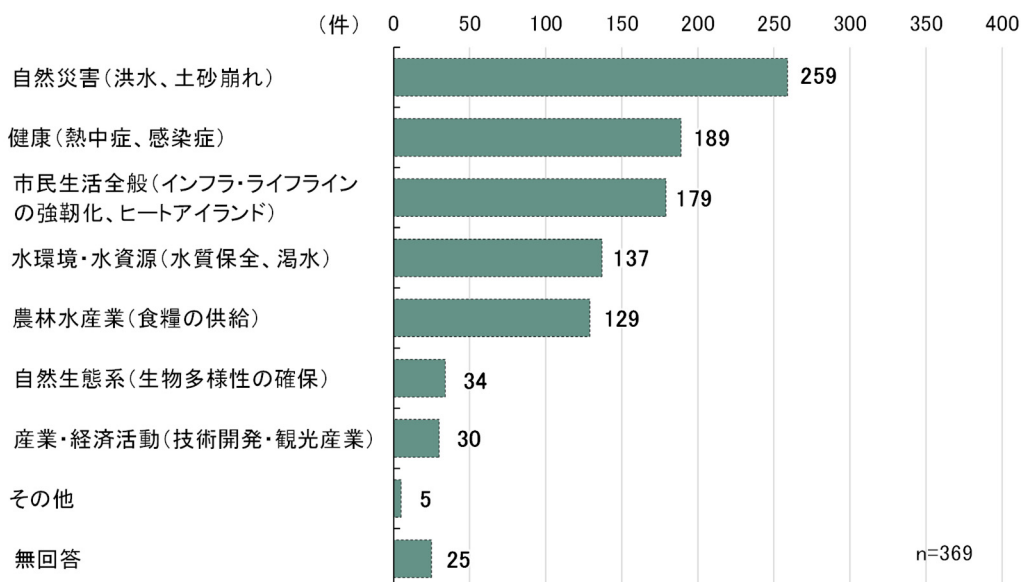


[資料: 気象庁ウェブサイト]

- 市民アンケート調査結果では、気候変動の影響を感じている市民は多く、自然災害への対策や健康対策を重点的に取り組むべきであるといった意見が多く寄せられました。

<市民アンケート調査結果>

- Q. 気候変動の影響に適応するため、行政はどのような分野を重点的に取り組むべきだと思いますか。(優先順位が高いもの3つを選択)



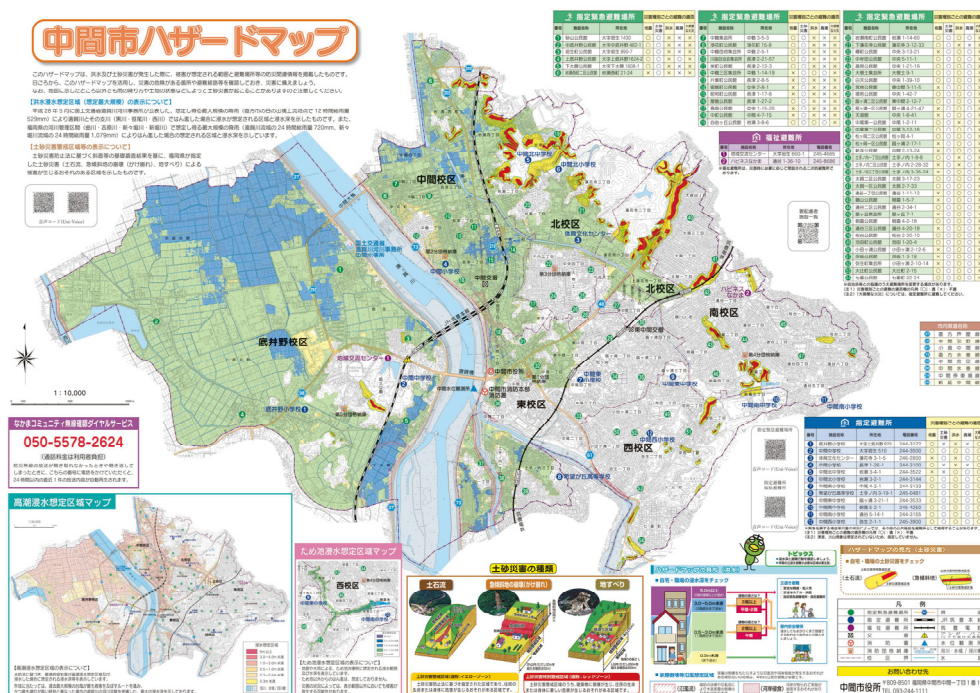
① 施策と主な取組

施策	主な取組	担当課
適応策の普及啓発	気候変動影響やその適応策について普及啓発を行うことにより、市民の適応行動の促進に努めます。	環境保全課
自然災害への適応策の推進	ハザードマップ（洪水・土砂災害・高潮）の配布や危険箇所等の周知に取り組みます。	安全安心まちづくり課
	全ての市民に災害・防災情報が行き届くように、防災無線やSNSなど、様々な方法で情報発信に取り組みます。	安全安心まちづくり課
	自主防災組織の活動を促進するため、補助金制度や研修会の開催を検討します。	安全安心まちづくり課
	民間・公共団体など、様々な関係団体と災害時応援協定を締結することにより、連携を強化します。	安全安心まちづくり課
	洪水対策として、梅雨前には市内各水路の浚渫を行います。	建設課
熱中症対策の推進	熱中症対策の普及啓発に取り組みます。	健康増進課
	熱中症警戒アラート発令時に、注意喚起するのぼり旗を公共施設前に設置します。	健康増進課
	熱中症特別警戒アラート発令時に市民を危険な暑さから守るため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を開設します。	環境保全課
産業に関する影響への適応策の推進	事業継続力強化支援計画に基づき、事業者には災害リスクや事前対策の必要性を周知します。また、緊急の際は関係団体と連携した対応ができる体制を整えます。	商工観光課
	農業の存続のため、高温耐性品種や生育手法等に関する情報を生産者に提供します。	農業政策課

② 指標

指標	現況値	目標値
クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の数	0箇所 (2023年度)	5箇所以上 (2034年度)

■ 中間市ハザードマップ



[資料：中間市ウェブサイト]

3. 生活環境

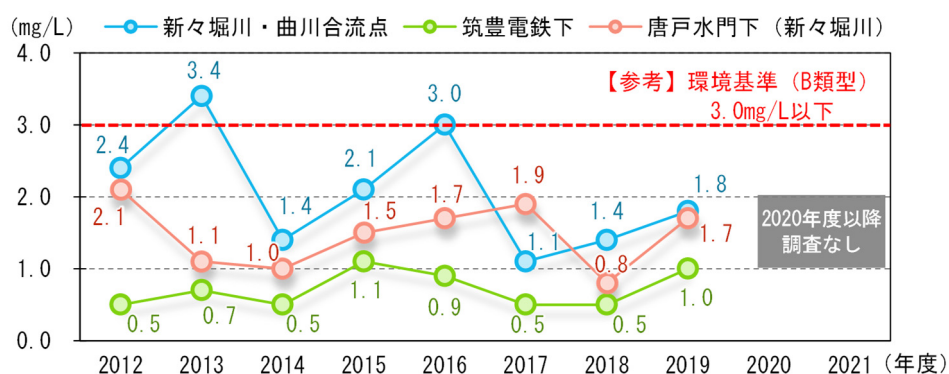
環境目標：安全・安心に暮らせる、住み続けたいくなるまち

(1) 水環境の保全

現況・課題

- 市内では、新々堀川・曲川合流点、筑豊電鉄下、唐戸水門下（新々堀川）の3地点において水質調査を実施していましたが、2020年度以降は調査を実施できていません。今後は、定期的な水質調査を行い、水質の状況を把握する必要があります。

■ BOD75%値※16の経年変化



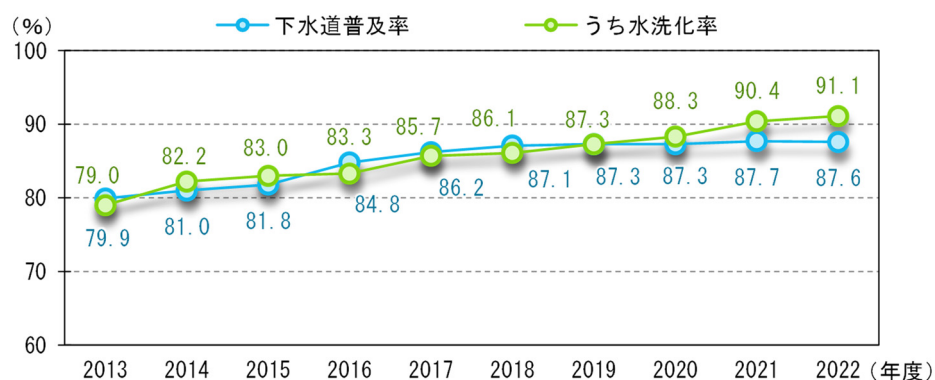
注1) 測定結果のうち、「0.5未満」の場合は「0.5」として集計しています。

注2) 本市域には環境基準※17がないため、参考として本市周辺の「伊佐座（遠賀川）：B類型」の環境基準値を赤破線で示します。

[資料：水環境総合情報サイト（環境省）]

- 下水道普及率は年々上昇していますが、今後も計画的に公共下水道の整備を進める必要があります。また、公共下水道への接続についての指導も併せて行っていく必要があります。

■ 下水道普及率の経年変化



[資料：統計なかま令和5年版（令和6年5月）]

※16 生物化学的酸素要求量といい、これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質がよいとされます。75%値とは、年間の日平均値の全データを値が小さいものから順に並べ0.75×n番目（nはデータ数）の値のことです。

※17 水質測定点のうち、類型指定を行う水域について、その水域の水質を代表する地点で、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点のことです。

① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
水質の監視	市内河川において定期的に水質を調査し、水質の状況を把握します。	環境保全課
生活排水対策の推進	家庭でできる生活雑排水対策について、市民への啓発を行います。	環境保全課
	公共下水道を計画的に整備します。	下水道課
	公共下水道の接続について指導を行います。	下水道課
	下水道区域外における合併処理浄化槽の設置及び適正管理を促進します。	下水道課

② 指標

指 標	現 況 値	目 標 値
下水道普及率	約 88% (2023 年度)	100% (2035 年度)
市内河川の BOD75%値	—	3mg/L 以下 (2034 年度)

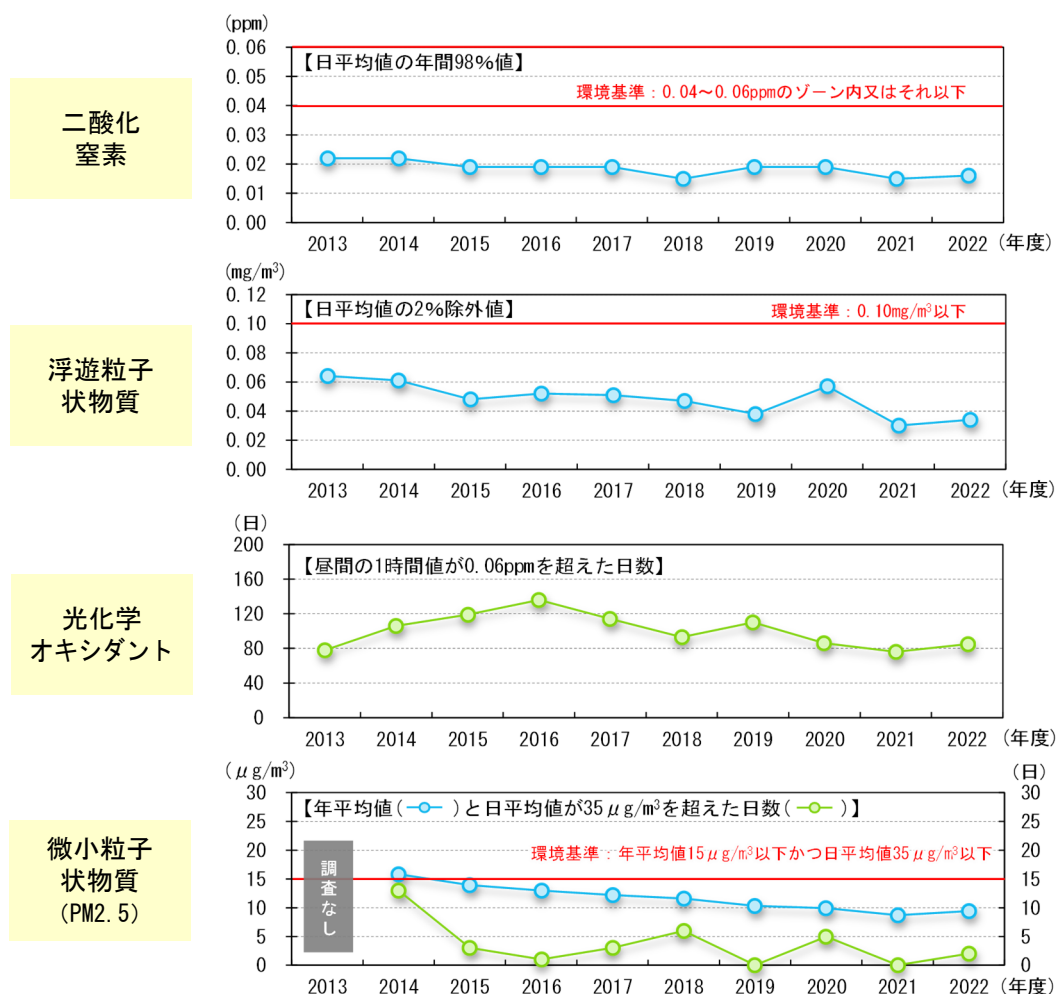
(2) 大気環境等の保全

現況・課題

- 一般環境大気観測局（塔野観測局）の測定結果によると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質※¹⁸、微小粒子状物質（PM2.5）は、2015年度以降、環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダント※¹⁹は、いずれの年度も環境基準を達成できていません。

福岡県では、環境省の「PM2.5に関する専門家会合」報告に従い、2013年3月よりPM2.5の濃度が暫定的な指針値である日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に注意喚起を行うこととしています。平時から光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報を市民に向けて普及・啓発するとともに、国や県の注意喚起情報等を速やかに周知する必要があります。

■ 一般環境大気観測局（塔野観測局）における大気汚染物質測定結果



注) 本市には福岡県の大気環境測定局がないため、近隣の一般環境大気観測局（塔野観測局）の結果を示しています。

[資料：北九州市の環境 平成26年度版～令和5年度版（北九州市）]

※¹⁸ 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10 \mu\text{m}$ (0.01mm)以下のものです。微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼします。

※¹⁹ 光化学オキシダントとは、工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される物質の総称です。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」といい、目がチカチカする・のどが痛むなどの健康被害がみられることがあります。なお、「令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）」によると、2022年度における全国の光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局で0.1%と報告されています。

- 2023 年度における悪臭や騒音・振動の苦情件数は、悪臭 0 件、騒音・振動 8 件でした。悪臭や騒音・振動によって生活環境が損なわれることがないように、引き続き対策に取り組む必要があります。

■ 苦情件数

年 度	2019	2020	2021	2022	2023
悪 臭	8	5	3	5	0
騒音・振動	2	2	7	11	8

[資料：中間市]

① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
大気汚染に関する情報把握及び注意喚起	県が発表する PM2.5 や光化学オキシダント等の観測データを把握し、平時からの普及啓発とともに注意報などが発令された際には市民への注意喚起を速やかに行います。	環境保全課
	野焼きの禁止に関する啓発と指導を行います。	環境保全課
悪臭の防止	悪臭防止法等に基づき、工場・事業所に規制の周知や適切な指導を行います。	環境保全課
騒音・振動の防止	市内主要幹線道路の騒音、自動車交通量等の実態調査を行います。	環境保全課
	騒音規制法、振動規制法、県条例に基づき工場・事業所への規制・指導を行います。	環境保全課

② 指標

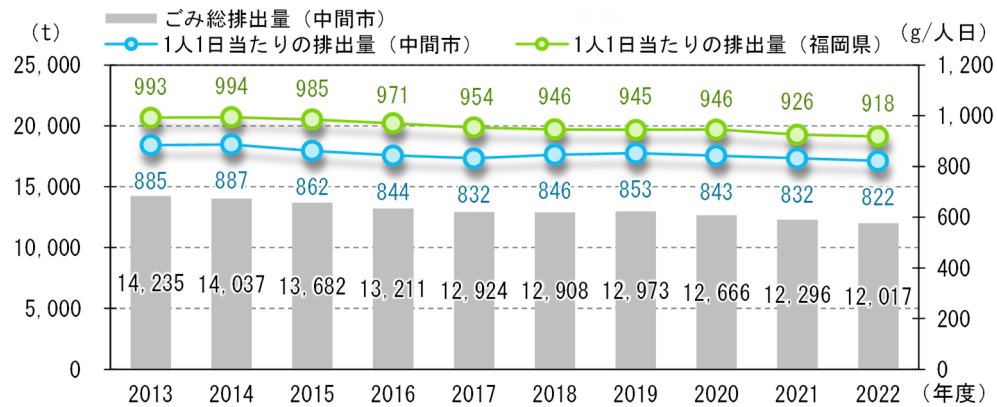
指 標	現 況 値	目 標 値
悪臭、騒音・振動苦情件数	悪臭 0 件 騒音・振動 8 件 (2023 年度)	10 件以下 (2034 年度)

(3) 3R^{※20}の推進

現況・課題

- 1人1日当たりのごみ排出量は822g/人日で、福岡県(918g/人日)より少なくなっています。

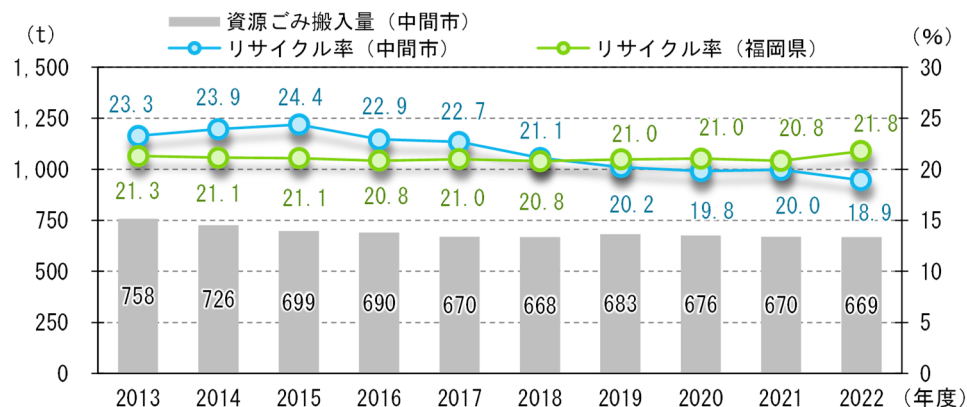
■ ごみ総排出量と1人1日当たりの排出量の推移



[資料：一般廃棄物処理実態調査結果 平成25年度～令和4年度(環境省)]

- リサイクル率は経年的に低下しており、2019年度以降は福岡県の平均値を下回っています。

■ 資源ごみ搬入量とリサイクル率の推移

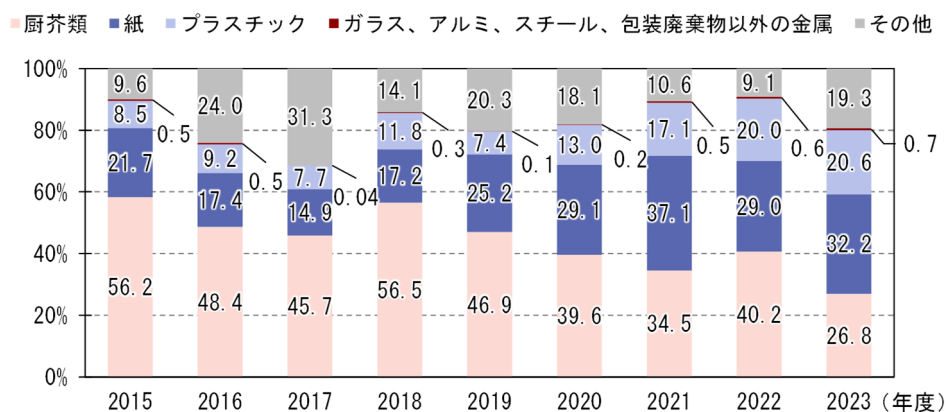


[資料：一般廃棄物処理実態調査結果 平成25年度～令和4年度(環境省)]

※20 3Rとは、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのRの総称です。
 リデュース (Reduce)：ものをつくる時に使う資源の量やごみの発生をもとから減らすこと。
 リユース (Reuse)：ものを廃棄せず繰り返し使うことで、ごみを減らすこと。
 リサイクル (Recycle)：ごみや不用品を資源として再び利用すること。

- 近年は燃えるごみの中に含まれる紙やプラスチックの割合が増加しているため、プラスチックごみの削減や再資源化に取り組む必要があります。

■ ごみの組成別排出状況



[資料：中間市]

① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
ごみの減量化	生ごみの減量に効果的な方法を広報・周知します。	環境保全課
	生ごみ処理機器の購入を支援します。	環境保全課
	食品ロスの削減に向け、普及啓発活動を実施します。また、県が展開する「食べもの余らせん隊」への登録を広く呼びかけます。	環境保全課
プラスチックごみの削減	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの現状を伝えるとともに、マイバッグの使用やプラスチック代替商品の使用を促す啓発を行います。	環境保全課
	プラスチック製容器包装ごみの分別方法を周知します。	環境保全課
	県が展開する「ふくおかプラごみ削減協力店」への登録を広く呼びかけます。	環境保全課
再資源化の推進	ごみ分別ガイドブックの配布等により、分別方法を周知します。	環境保全課
	古着の回収・リサイクルを推進します。	環境保全課
	廃食用油の回収・リサイクルを推進します。	環境保全課
	資源ごみの集団回収を継続的に実施する団体を支援します。	環境保全課
事業者による廃棄物の適正処理	県と連携して産業廃棄物の処理実態を把握し、適正処理等に関する事業者等への指導を行います。	環境保全課
	不法投棄防止のため、環境パトロールや看板の設置等を実施します。	環境保全課
	廃棄物を許可なく違法に回収している業者の取締りを実施します。	環境保全課

② 指標

指 標	現 況 値	目 標 値
市民1人1日当たりのごみ排出量 (資源ごみを除く)	702g／人・日 (2023 年度)	650g／人・日 以下 (2034 年度)
リサイクル率	18.9% (2022 年度)	25.0% 以上 (2034 年度)

■ 古着回収と小型家電回収を実施しています！



【古着回収ボックス】

- ・ 中間市役所本館地下
- ・ 中間市体育文化センター



【小型家電回収ボックス】

- ・ 中間市役所別館地下
- ・ 中間市体育文化センター
- ・ 中間・遠賀リサイクルプラザ

4. 自然環境

環境目標：自然と共生するまち

(1) 生物多様性の保全・再生

現況・課題

●本市では、「福岡県レッドデータブック※²¹ 2011・2014（改訂版）」に記載されている希少な動植物のうち、全20種（植生・植物：2種、動物：18種）が確認されています。このうち、「環境省レッドリスト※²² 2020」では希少な動物の10種が記載されています。このような希少野生生物の生息場を保全するため、「中島自然再生協議会」などにより中島の火入れや清掃活動が定期的に実施されています。

■ 希少な植生・植物

分類名	科名	和名	福岡県 RDB 2011	環境省 RL
植物群落	—	マコモ群落	カテゴリーⅣ	—
維管束植物	セリ科	ヨロイグサ	絶滅危惧Ⅱ類	—

[資料：福岡県レッドデータブック 2011・2014（改訂版）]

■ 希少な動物

分類名	科名	和名	福岡県 RDB 2014	環境省 RL
爬虫類	ナミヘビ科	ヒバカリ	準絶滅危惧	情報不足
	スッポン科	ニホンスッポン	情報不足	情報不足
両生類	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
魚類	サケ科	サケ	野生絶滅	—
	ドジョウ科	オンガスジシマドジョウ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	コイ科	カゼトゲタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	コイ科	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
	ウナギ科	ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	アユ科	アユ	準絶滅危惧	—
	コイ科	カネヒラ	準絶滅危惧	—
	コイ科	ゼゼラ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	コイ科	ツチフキ	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
	コイ科	ヌマムツ	準絶滅危惧	—
	メダカ科	メダカ（ミナミメダカ）	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	コガネムシ科	オオサカスジコガネ	絶滅危惧Ⅱ類	—
	ゲンゴロウ科	テラニシセスジゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅱ類	—
	イトトンボ科	キイトトンボ	準絶滅危惧	—
	カミキリムシ科	クビアカモボトホソカミキリ	準絶滅危惧	—

[資料：福岡県レッドデータブック 2011・2014（改訂版）、環境省レッドリスト 2020]

※²¹ レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト（レッドリスト）及びそれらの生育・生息状況を取りまとめた本のことです。

※²² レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成しています。環境省では、日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめています。

- 中島では清掃活動だけでなく、セイタカアワダチソウなどの外来生物の駆除も実施されています。市民アンケート調査の結果によると、市内ではオオクチバスやアライグマ、ブルーギルなどの特定外来生物が確認されています。

<市民アンケート調査結果>

Q. あなたが市内で確認した「特定外来生物」を記入してください。

特 定 外 来 生 物	回 答 数 (複数回答)
オオクチバス（ブラックバス、バス ^{注1} を含む）	23
アライグマ	13
ブルーギル	12
ミシシッピアカミミガメ ^{注2} （ミドリガメ、アカミミガメを含む）	12
アメリカザリガニ ^{注2} （ザリガニを含む）	10
ウシガエル	3
カミツキガメ	2
オオキンケイギク	2
カダヤシ	1

注1) バスは“オオクチバス”と判断し、集計しました。

注2) 条件付特定外来生物（特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする生物）。

① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
生息・生育環境の保全	ヨシ群落や貴重な植物が存在する中島など、希少野生生物の生息・生育場を保全します。	環境保全課
	無秩序な開発を抑制するとともに、開発による影響を最小化し、環境との調和を図ります。	環境保全課 都市計画課
自然共生の実現に向けた情報基盤の整備	市内に生息する希少野生生物に関して情報収集をするとともに、調査の実施を検討します。	環境保全課
外来生物の防除対策の推進	外来生物に関する理解を促進するとともに、適正防除を実施します。	環境保全課

② 指標

指 標	現 況 値	目 標 値
市内の自然環境における保全活動の実施回数	1回／年 (2023年度)	2回／年 以上 (2034年度)

■ 中島の火入れ



<火入れによる自然環境保全への期待される効果>

- ・樹木の幼木を駆除することで樹林化を抑制し、ヨシ原・オギ原が維持されます。
- ・背丈の高い草木類が駆除され、地表に光りが届くことで、絶滅危惧種等の芽吹きも期待されます。

(2) 自然とのふれあいの確保

現況・課題

- 市内には遠賀川河川敷や中島、垣生公園など、自然とふれあうことができる場所があります。このような場所を活用して自然とふれあう機会を創出し、市民の生物多様性に関する理解や関心を高めていく必要があります。
- 小学生を対象に農業体験学習を実施しており、農作業の大変さや食べ物大切さを学ぶ機会を提供しています。

① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
自然とふれあう 機会の創出	自然とふれあいながら興味・関心を高めることができる機会として、自然とのふれあいイベントや農業体験学習等を開催します。	商工観光課 農業政策課
	市内の動植物の分布情報等を収集・発信することにより、自然とのふれあいを促します。	環境保全課
	小学校が実施する自然体験（宿泊体験）学習において、自然とのふれあいに係る活動を取り入れます。	学校教育課

② 指標

指 標	現 況 値	目 標 値
自然とのふれあいイベント等の実施回数	3 回／年 (2023 年度)	5 回／年 以上 (2034 年度)

■ 農業体験学習の様子



■ 遠賀川河川敷芝生広場



(3) 自然の恵みの持続可能な利用

現況・課題

- 農業は、生物多様性からもたらされる自然の恵みを利用して行われる生産活動であるとともに、持続的な営みを通じて里地里山といった自然環境を形成し、生物多様性保全に貢献しています。今後も自然の恵みを持続可能な形で利用していくため、新たな農業の担い手を育成・確保するとともに、農業の効率化や耕作放棄地の発生抑制に取り組む必要があります。
- 本市では、米作りを中心とした農業が盛んで、市内の小中学校の給食にも利用されています。また、地元産の米や野菜をはじめとする食材を使った弁当などが「新鮮市場さくら館」で販売されています。近年では、イチジクやいちご、トマト、アスパラガスなどの果樹や野菜を栽培する農家も増えています。

■ 新鮮市場さくら館



① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
農地の 保全と活用	農業・化学肥料の使用量や使用法に配慮した環境保全型農業を推進します。	農業政策課
	スマート農業など、新しい農業技術の導入を促進します。	農業政策課
	耕作放棄地の発生を未然に防ぐために指導するとともに、発生時には対策を検討します。	農業政策課
	農作物等に被害を与える有害鳥獣の対策を推進します。	農業政策課
	新規就農者や認定農業者、農業生産法人等、多様な担い手の育成・確保に取り組みます。	農業政策課
地産地消の推進	学校給食では地場産物の活用を推進します。	教育総務課
	県が展開する「ふくおか地産地消応援の店」への登録を広く呼びかけます。	環境保全課

② 指標

指 標	現 況 値	目 標 値
耕地面積※23	222.3 ha (2023 年度)	210.7 ha 以上 (2034 年度)

※23 耕地面積の目標値は、耕作者の高齢化や担い手不足などに伴い現況値を上回る目標設定が困難であるため、減少幅を抑える値として設定しています。

5. 快適環境

環境目標：景観や地域資源に親しみ、活用するまち

(1) 身近なみどり・水辺の整備

現況・課題

- 本市には、総合公園 1 か所、近隣公園 1 か所、街区公園 4 か所の計 6 か所の都市公園があります。なかでも、垣生公園は本市の名所となっており、敷地内には埴生神社や地域交流センター、新鮮市場さくら館などがあります。

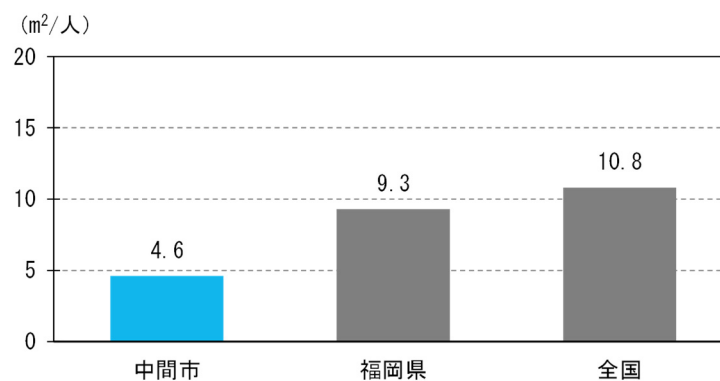
本市の 1 人当たりの都市公園面積（2023 年 3 月末時点）は $4.6\text{m}^2/\text{人}$ となっており、福岡県平均の $9.3\text{m}^2/\text{人}$ と比べて少ない状況です。

■ 都市公園一覧

種 別	公 園 名	面 積 (ha)
総合公園	垣生公園	15.1
近隣公園	屋島公園	1.3
街区公園	通谷公園	0.9
	小田ヶ浦公園	0.3
	浄花町公園	0.3
	曙公園	0.2
合 計		18.1

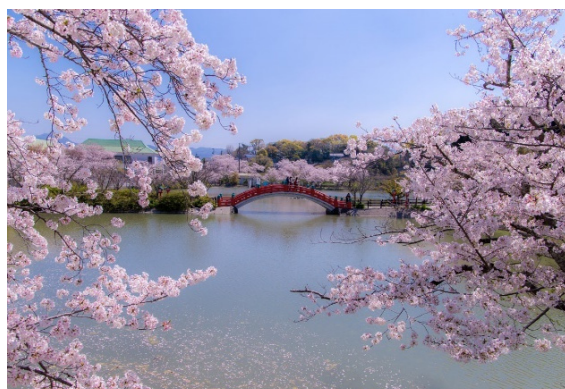
[資料：中間市都市計画マスタープラン（平成 22 年 3 月）]

■ 1 人当たりの都市公園面積（2023 年 3 月末時点）



[資料：都市公園データベース（国土交通省）、中間市の人口・世帯数（中間市ウェブサイト）]

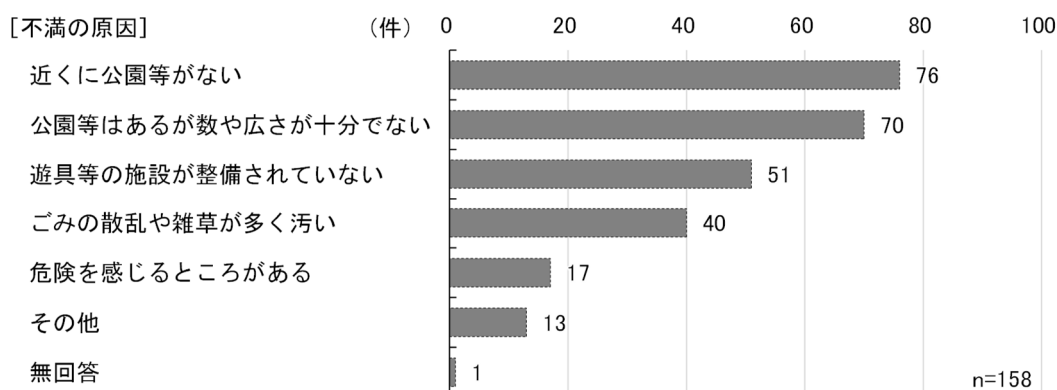
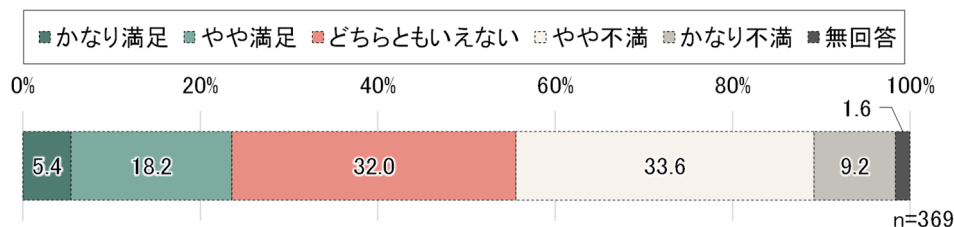
■ 垣生公園



●市民アンケート調査結果では、「公園等の野外レクリエーション地の充実」の満足度が低い状況となっています。“近くに公園が少ない”や“公園の整備不足（草木の手入れや遊具の設置など）”といった意見が寄せられています。

<市民アンケート調査結果>

Q. 公園等の野外レクリエーション地の充実に関する満足度



① 施策と主な取組

施 策	主 な 取 組	担 当 課
みどりの 保全・創出	地域のニーズや周辺環境に配慮しながら、公園の整備や維持管理を推進します。	建設課
	花をとおして明るいまちづくりを目指す、花いっぱい運動を支援します。	建設課
	市民農園を適切に維持管理します。	農業政策課
水辺の整備	遠賀川河川敷や中島などにおいて、人が水辺とふれあえる場を整備、維持管理します。	建設課 企画課

② 指標

指 標	現 況 値	目 標 値
市民1人当たりの都市公園面積	4.6㎡/人 (2023年度)	10㎡/人 以上 (2034年度)

(2) 歴史的環境資源を活かしたまちづくり

現況・課題

●本市には、2015 年に“明治日本の産業革命遺産”の構成資産のひとつとして世界遺産に登録された「遠賀川水源地ポンプ室」があり、操業を開始して 100 年以上経った現在も遠賀川の水を約 11km 離れた日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区まで送水しています。

また、県指定文化財が 2 件、市指定文化財が 2 件あり、県指定文化財の「垣生羅漢百穴」は、都市公園である垣生公園内に位置しています。市指定文化財の「唐戸の大樟二本」は唐戸公民館付近に位置しており、樹齢は約 250～300 年といわれています。

■ 世界遺産及び指定文化財

指定区分	名 称	区 分	指 定 日	所 在 地
世界遺産	遠賀川水源地ポンプ室	明治日本の産業革命遺産	2015 年 (第 39 回世界遺産委員会)	中間市土手ノ内 1 丁目 3-1
県指定文化財	垣生羅漢百穴	記念物（史跡）	1957 年 8 月 13 日	中間市垣生
	中間唐戸の水門	記念物（史跡）	1983 年 3 月 19 日	中間市中間大字中間 4014-7、8150 の地先
市指定文化財	上り立遺跡出土品 ・鉄戈一口 ・貝輪八個	有形文化財 (美術工芸品、考古資料)	1998 年 4 月 14 日	中間市大字垣生 660 番地 1 (中間市歴史民俗資料館内)
	唐戸の大樟(二本)	記念物 (天然記念物)	1999 年 4 月 14 日	中間市中間 2 丁目 4015-2、3、4019

[資料：中間市]

■ 世界遺産及び指定文化財の位置図



[資料：国土交通省 国土地理院、中間市ウェブサイト]

●本市には、市内にある田園風景などの自然や文化財を見たり感じたりして楽しみながら歩く「なかまフットパス」があります。フットパスのコースは全部で7つあり、自分に合ったコースを選び一人でゆっくり歩いたり、仲間と一緒に歩いたりと様々な楽しみ方があります。また、初めての方にもフットパスを知っていただき気軽に参加していただけるよう、フットパスイベントも開催しています。今後も世界遺産である遠賀川水源地ポンプ室をはじめ、歴史や文化、自然環境といった地域資源を活かして観光振興に取り組むなど、地域の活性化を図る必要があります。

■ なかまフットパスのコースマップ



① 施策と主な取組

施策	主な取組	担当課
歴史的環境資源の保全・利活用の推進	遠賀川水源地ポンプ室や堀川などの歴史的環境資源を適切に保全します。	商工観光課
	世界遺産である遠賀川水源地ポンプ室と周辺の地域資源（遠賀川、垣生公園、中間唐戸等）を組み合わせ、地域振興や産業振興に繋がるように活用します。	商工観光課 企画課

② 指標

指標	現況値	目標値
なかまフットパスの利用者数	166人 (2023年度)	170人以上 (2034年度)

(3) 美しいまちづくり

現況・課題

- 市には毎年、草木に関する苦情が多く寄せられています。美しいまちを形成するためには、雑草の除去など、定期的な管理が必要です。

■ 草木に関する苦情件数

年度	2019	2020	2021	2022	2023
件数	194	127	124	133	129

[資料：中間市]

- 市民アンケート調査の結果、管理されていない空き家が多くなっているとの意見が寄せられました。空き家は、地域の景観を損なうだけでなく、衛生害虫や害獣の繁殖、火災、不法侵入といった問題も懸念されるため、適切な対策が求められます。

① 施策と主な取組

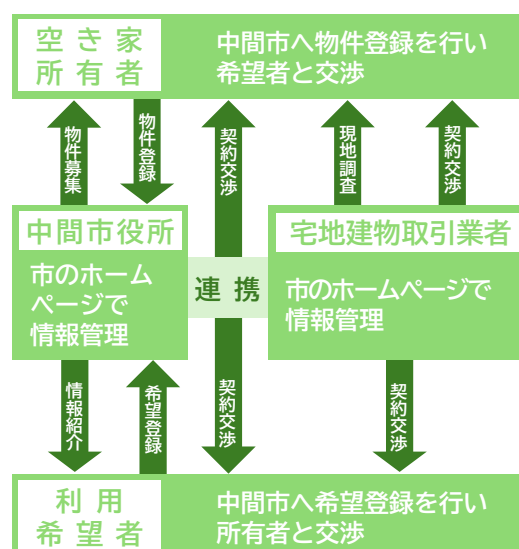
施 策	主 な 取 組	担 当 課
良好な都市景観の形成	景観条例に基づき、周辺景観と調和する良好な都市景観形成を図ります。	都市計画課
	道路沿いや公園等の雑草を適正に管理します。	建設課
	「あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例」の周知徹底を図ります。	環境保全課
空き家対策の推進	空き家を放置するとまちの景観を損ねるほか、倒壊等による保安上の危険性があります。空き家バンク制度の活用等により、空き家対策を推進します。	都市計画課

② 指標

指 標	現 況 値	目 標 値
空き家バンクの登録数	46 件／年 (2023 年度)	50 件／年 以上 (2034 年度)

空き家バンク制度とは

賃貸・売買を希望する所有者から登録の申し込みを受け付け、空き地や空き家を中間市のホームページに掲載し、空き地・空き家の売買を希望する人に情報を提供する制度のことです。



第5章

共通テーマ

第5章 共通テーマ

本計画に示す施策（「第4章 目指す環境像を実現するための施策（p. 22）」）の中には、本市の現状や社会動向などを踏まえ、各分野を横断して、重点的に取り組むべきものがあります。

本市が目指す環境像の実現に向けて、市民（市民団体を含む）・事業者・市の協働により、重点的に取り組む施策を共通テーマとして位置付けます。

1. 水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指して

（1）概要

本市は、水量豊かな遠賀川の恵みを享受しながら発展してきました。この水資源を保全しながら、将来の世代に引き継ぐことは、わたしたちの願いであり、責務でもあります。また、保全だけではなく、水の恵みを地域経済の活性化に活用することなどにより、環境と経済の好循環を創出します。

■ 中島清掃活動



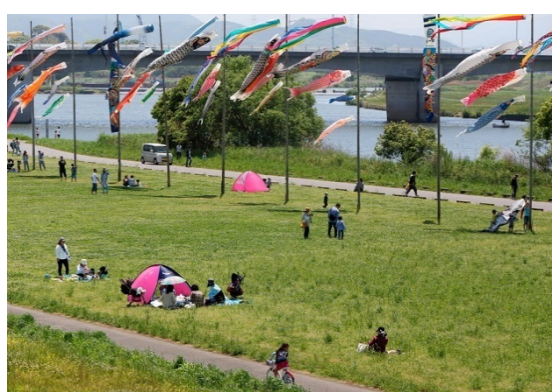
■ 曲川清掃活動



■ フットパス（遠賀川水源地ポンプ室）



■ 遠賀川河川敷芝生広場



(2) 各主体の役割

市民（市民団体）の役割

- ▶ 市民は、河川の清掃活動に参加します。
- ▶ 市民団体は、水質保全活動に取り組むとともに、その活動の環を広げます。
- ▶ 水質保全につながる行動を実施します。
 - ・ 台所では油や食べかすを流さないようにする。
 - ・ 公共下水道が整備された区域では速やかに下水道に接続する。
 - ・ 下水道が整備されていない区域では合併浄化槽を設置する。 など
- ▶ 遠賀川に関連する歴史的環境資源のことを知り、ふれあい、次世代に伝えます。

事業者の役割

- ▶ 事業所からの排水を適正に管理します。
- ▶ 水使用量を把握し、使用量の削減に取り組みます。
- ▶ 市民団体や市が実施する水質保全活動に参加・協力します。

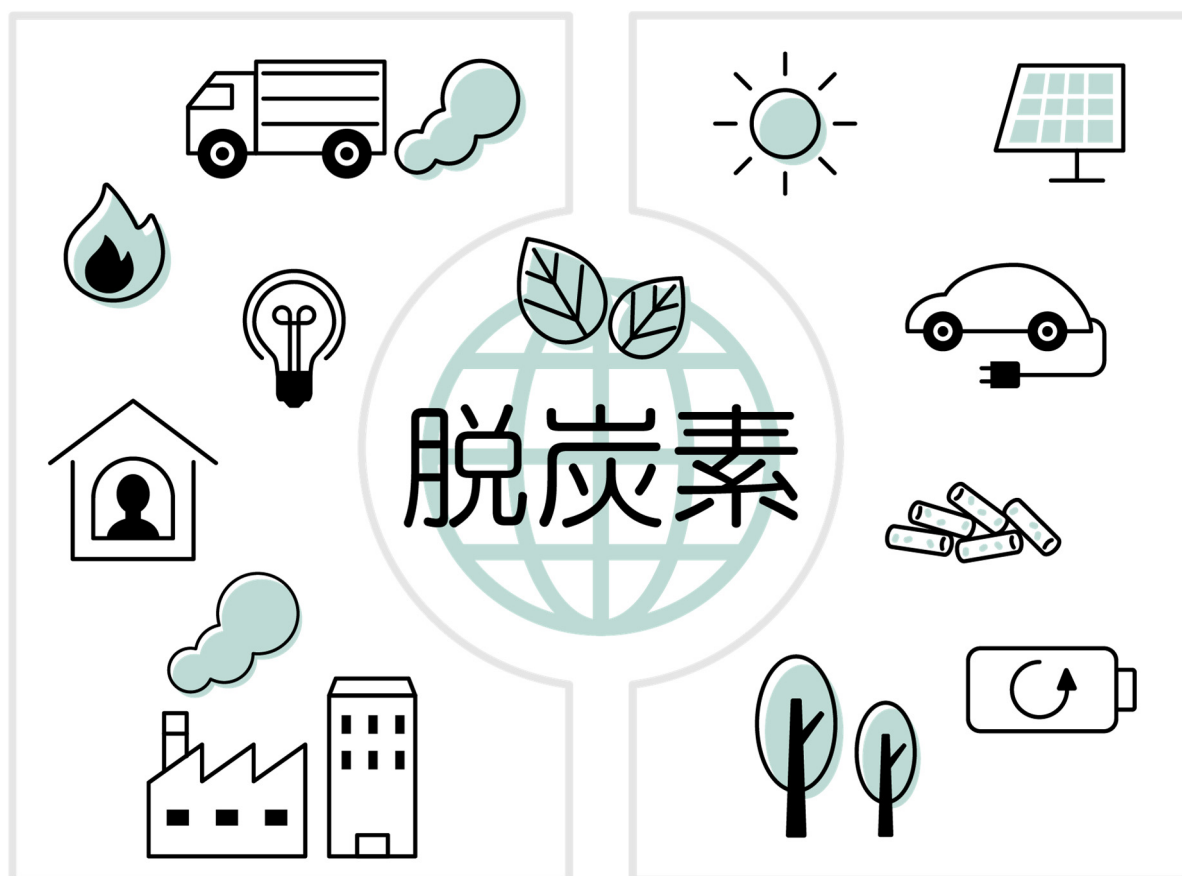
市（行政）の役割

- ▶ 市民と協力して曲川や堀川清掃を実施するなど、河川の環境美化活動を推進します。
- ▶ 市内河川の水質を定期的に調査し、水質の状況を把握します。
- ▶ 家庭でできる生活雑排水対策について、市民への啓発を行います。
- ▶ 公共下水道を計画的に整備するとともに、公共下水道への接続促進に向けた市民への啓発を行います。
- ▶ 遠賀川河川敷や中島などで、人が水辺とふれあえる場を整備、維持管理します。
- ▶ 遠賀川水源地ポンプ室や堀川などの歴史的環境資源を適切に保全し、それらと地域資源を組み合わせた地域振興を図ります。

2. 人と環境が共生する脱炭素事業の推進

(1) 概要

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・市がそれぞれの立場で再生可能エネルギーの拡大・省エネルギー対策等を推進します。これらの取組の推進にあたっては、自然環境や生活環境とのバランスを考慮するとともに、再生可能エネルギーの導入による災害に強い地域づくり、脱炭素の取組による地域経済の活性化など、地域課題の解決にも繋げていきます。



取組	成果	効果
主な取組内容	主な取組の成果	期待される効果
省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの普及 緑地の整備 など	エネルギー消費量の削減 エネルギーの地産地消の推進 温室効果ガスの排出抑制 二酸化炭素吸収量の増加 など	地域防災力の向上 良好な自然環境や住環境の維持 地域経済の活性化 など

(2) 各主体の役割

市民（市民団体）の役割

- ▶ 日々の省エネ行動（節電、節水、エコドライブ等）に取り組めます。
- ▶ 省エネ性能が高い空調や照明、家電製品、電動車などを選択します。
- ▶ 太陽光発電設備や蓄電池などの再エネ設備を導入します。
- ▶ 資源物の分別や生ごみの堆肥化、生ごみの水切り等により、燃えるごみを減らします。
- ▶ 自宅に緑のカーテンを設置する、花いっぱい運動に参加するなど、身近なみどりの保全・創出に協力します。

事業者の役割

- ▶ 環境マネジメントシステムを導入するなど、環境経営に取り組めます。
- ▶ 日々の省エネ行動（節電、節水、エコドライブ等）に取り組めます。
- ▶ 周辺の環境に配慮した上で、再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ▶ 省エネ性能が高い空調や照明、オフィス機器、電動車などを選択します。
- ▶ 事業所の敷地内の一部に緑化スペースを設けます。

市（行政）の役割

- ▶ 市民・事業者による再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を促進するため、普及啓発活動等を実施します。
- ▶ 公共交通の利用促進等、二酸化炭素の排出が少ない移動手段を推進します。
- ▶ 公共施設において再エネ設備の導入や高効率設備・機器への更新を率先して進めます。また、再エネを導入する際には、災害時の電源確保に備え、蓄電池の導入も併せて検討します。
- ▶ 市の職員は省エネルギー行動を実践します。
- ▶ ごみの減量化、再資源化を推進することにより、ごみの焼却量を削減します。
- ▶ 地産地消を推進することにより、輸送に伴う温室効果ガスの排出を低減します。
- ▶ 二酸化炭素を吸収する市域のみどりを保全・創出します。
- ▶ 事業者による環境マネジメントシステムの導入を支援します。

第6章

計画の推進

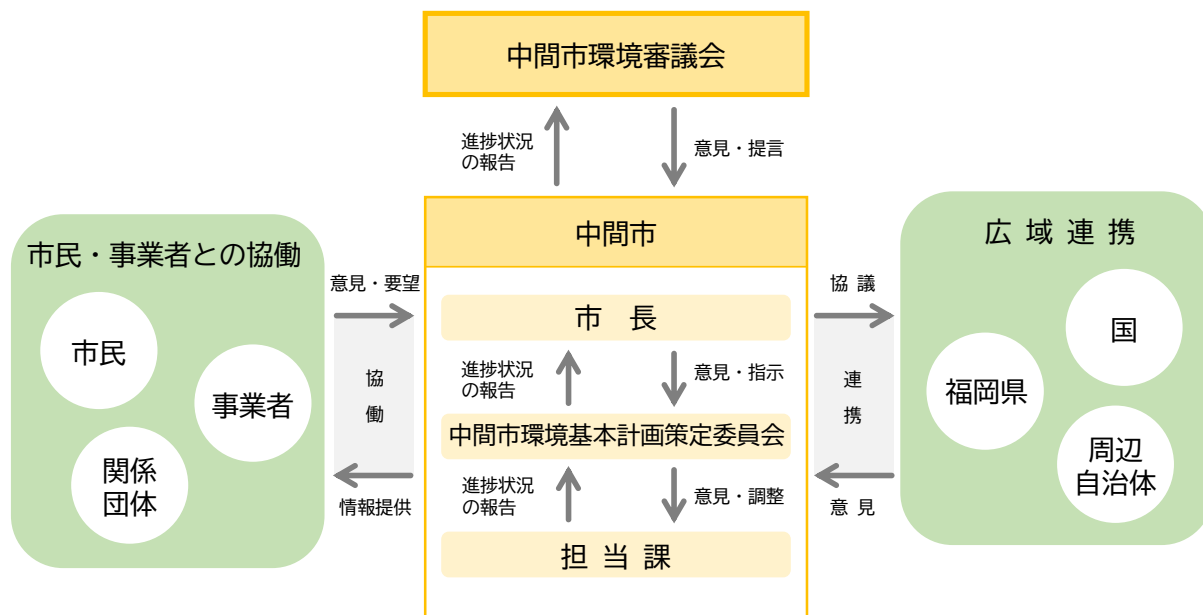
第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画は、「中間市環境審議会」及び「中間市環境基本計画策定委員会」の意見を踏まえながら、市民や事業者との協働により推進していきます。

■ 計画の推進体制



(2) 推進組織の役割

① 中間市環境審議会

中間市環境審議会は、中間市環境基本条例(平成18年中間市条例第29号)第14条に位置付けられた組織です。学識経験者、関係行政機関の職員等から構成され、環境保全に関わる諸事項を審議するとともに、環境に係る施策の実施状況等の報告に対して助言を行います。

② 中間市環境基本計画策定委員会

中間市環境基本計画策定委員会は、本計画に示す行政の施策、事業の点検、管理するための行政内部組織です。各担当課が所管する施策・事業の進捗状況を報告、管理するとともに、進捗状況に応じて施策の見直し等について調整・検討します。

調整した結果は「中間市環境審議会」に報告し、計画の着実な推進を図ります。

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法（PDCA）

本計画の進行管理は、「Plan（計画）・Do（実施）・Check（点検・評価）・Action（見直し）」のPDCAサイクルに基づいて行います。

また、市民・事業者・関係団体と行政のすべての主体が関わり、継続的な改善を行いながら計画の推進を図っていきます。

■ 計画の進行管理



(2) 年次報告書の公表

本計画の推進状況は、毎年、年次報告書としてとりまとめ、市のホームページ等を活用して広く公表します。年次報告書では、行政が実施した取組だけでなく、市民や事業者が実施した取組や活動等についても可能な限り掲載します。

資料編

1. 策定の経緯
2. 環境審議会の名簿
3. 市民・事業者アンケート調査の概要
4. 中間市環境基本条例等

1. 策定の経緯

日 付	内 容
2024 年 7 月 23 日	令和 6 年度 第 1 回中間市環境審議会 (第 2 次計画の目標達成状況等の報告、第 3 次計画の策定について)
8 月 28 日～ 9 月 24 日	市民・事業者アンケート調査実施
10 月 29 日	令和 6 年度 第 2 回中間市環境審議会 (市民・事業者アンケート調査結果の報告、第 3 次計画の環境像及び 骨子について)
12 月 24 日	令和 6 年度 第 1 回中間市環境基本計画策定委員会 (第 3 次計画素案について)
2025 年 1 月 15 日	令和 6 年度 第 3 回中間市環境審議会 (第 3 次計画素案について)
1 月 27 日～ 2 月 26 日	パブリックコメントの実施
3 月 21 日	令和 6 年度 第 4 回中間市環境審議会 (第 3 次計画最終案について)

2. 環境審議会の名簿

委員	所 属	氏 名	備 考
1 号	北九州市立大学 環境技術研究所 教授	松本 亨	会長
	九州工業大学大学院 工学部建設社会工学系 教授	伊東 啓太郎	
2 号	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境長	堤 裕嗣	
3 号	中間商工会議所	岡部 宗弘	
	中間市議会	柴田 広辞	
	中間市川西公害対策協議会	浦野 靖治	
	中間市川西公害対策協議会	牧野 克徳	
	中間市農業委員会	日高 靖	
	中間市環境衛生協議会	山本 勝徳	
	環境省環境カウンセラー	佐藤 正純	副会長

3. 市民・事業者アンケート調査の概要

市民・事業者アンケート調査は、第3次計画の策定に向けて市民や事業者が身の回りの環境について日頃から感じていることや環境保全に関する取組の実施状況、環境に関する意見などを把握することを目的として行いました。今回実施したアンケート調査の対象の抽出方法等は以下のとおりです。

■ 市民アンケート調査の概要

調査対象	1,000人(18歳以上)
抽出方法	層化抽出法（年齢層ごとに均等割り）
配布・回収方法	郵送法
留置期間	約3週間（2024年8月下旬～9月下旬）
回収率	36.9%（369/1,000） ^注

注）全ての項目が未記入の回答（1件）は含まない。

■ 事業者アンケート調査の概要

調査対象	50事業所（市内主要事業所）
抽出方法	市内の事業所特性から業種・規模別に抽出
配布・回収方法	郵送法
留置期間	約3週間（2024年8月下旬～9月下旬）
回収率	48.0%（24/50）

4. 中間市環境基本条例等

(1) 中間市環境基本条例

制定：平成 18 年 9 月 26 日条例第 29 号

わたしたち中間市民は、水量豊かな遠賀川と緑豊かな遠賀平野の恵を享受するとともに、垣生羅漢百穴に代表される古墳時代の横穴墓群、堀川及び唐戸水門など先人が築いた歴史や文化遺産を受け継いできた。

その一方で、わたしたちの生活に便利さと豊かさをもたらしてきた今日の社会経済活動及び生活様式の変化は、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、その結果大量の廃棄物を発生させ、地球的規模のかつ将来の世代にわたる環境問題を生み出してきている。

かけがえのない地球を守り、恵み豊かな環境を保全しながら将来の世代に引き継ぐことは、わたしたちの願いであり、また責務である。

ここに、市、市民及び事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、人と自然とが共生し、持続的な発展が可能なまち・中間市を実現していくことを決意し、中間市環境基本条例を制定する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 6 条－第 10 条）
- 第 3 章 計画の推進体制（第 11 条－第 13 条）
- 第 4 章 環境審議会（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 補則（第 16 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念及び施策の基本的な事項を定めることにより、地域の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境にやさしいまちの実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- （1）すべての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ承継していくこと。
- （2）自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な資源の循環を基調とする社会を構築すること。
- （3）市、市民及び事業者は、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な推進を図ること。

- (4) 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境にもかかわっていることから、すべての者が自らの課題であることを認識して、あらゆる日常生活及び事業活動において積極的に推進されること。

(市の責務)

第3条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、市民及び事業者への情報の提供並びに普及啓発に努めるとともに、市民、事業者及び市相互の協力関係の構築に努めなければならない。

3 市は、すべての行政活動において、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの行動が環境に与える影響に配慮し、資源及びエネルギーの節減に努めるほか、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、自ら環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の少ない商品及びサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動が環境に与える影響に配慮し、自らの責任において公害を防止し、自ら環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(施策の基本目標)

第6条 環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施は、次に掲げる項目を基本目標として、各行政機関、事業者、市民団体等と連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 自然環境 遠賀川、垣生公園をはじめ市内に点在する身近な自然を、動植物の生息・生育空間としてできる限り保全し、生き物と人が共生するまちの創造に努めること。
- (2) 生活環境 廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化を推進するとともに、河川やため池への汚濁負荷の流入低減を目的に、公共下水道等をはじめ生活排水処理施設の整備等に努めるなど、環境への負荷の少ない循環を基調とするまちの創造に努めること。
- (3) 快適環境 河川やため池、市街地の公園及び鎮守の森等の緑とのふれあい体験や共生できる空間を保全し、また活用する取り組みを進め、市街地における緑化の推進、良好な景観の形成、ニーズに対応した公園等の整備、水辺における自然回復、親水性の向上に努めること。
- (4) 地球環境 省エネルギー運動等の普及・啓発や、公共施設整備時に省エネ・新エネ設備を導入し、行政における率先的な省エネ行動を推進するとともに地球温暖化防止に貢献するまちの創造に努めること。
- (5) 環境教育・意識 環境教育を実施していくための人材育成や情報交換の場の整備等を推進し、学校教育をはじめ地域や職場で環境を学ぶ場及び機会を提供できる体制づくりに努め

ること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)第7条の規定により、環境の保全及び創造に関し、国の施策に準じた施策その他市の区域の自然的社会的条件に応じた施策を行うため、中間市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、基本計画の策定、変更及び推進については、中間市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の実施に当たっては、基本計画に基づき、環境の保全について適正に配慮しなければならない。

2 市は、市民及び事業者の活動において、基本計画の考え方が反映されるように、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況等の報告)

第10条 市長は、定期的に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

第3章 計画の推進体制

(推進体制)

第11条 市長は、各機関相互等の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(他団体との連携等)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び他の市町村との連携・協働に努めるものとする。

2 市は、市の良好な環境を確保するために必要と認められる場合には、国、県及び他の市町村に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(市民等の意見の反映)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、その施策を効果的に推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第14条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、中間市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。

(環境審議会の組織等)

第 15 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関等の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解任されたものとする。その場合、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(中間市環境審議会条例の廃止)

2 中間市環境審議会条例（昭和 48 年中間市条例第 35 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の中間市環境審議会条例第 3 条の規定により中間市環境審議会委員として委嘱されている者は、その任期が満了するまでの間は、この条例の第 15 条の規定により委嘱されたものとみなす。

（２）中間市環境審議会規則

制定：平成 18 年 10 月 1 日規則第 31 号
最終改正：令和 2 年 12 月 28 日規則第 43 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、中間市環境基本条例（平成 18 年中間市条例第 29 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、中間市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

（書面会議）

第 4 条 審議会は、特に必要と認めたときは、書面による会議（以下「書面会議」という。）を行うことができる。

- 2 書面会議を行うときは、会長は、前条第 1 項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面（以下「表決等」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員は、会議に出席したものみなす。
- 4 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、書面会議に準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、書面会議の実施に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

（専門部会）

第 5 条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査し、及び審議するための専門部会を置くことができる。

（審議会の庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、環境上下水道部環境保全課において処理する。

（補則）

第 7 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 中間市環境基本計画策定委員会設置要綱

制定：平成 15 年 7 月 10 日要綱

最終改正：令和 6 年 11 月 13 日告示第 199 号

(設置)

第 1 条 本市におけるあらゆる環境問題を解決し、良好な自然環境を次世代に引き継ぐための指針となる中間市環境基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、中間市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関する事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行うとともに、計画の素案を作成する。

(組織)

第 3 条 委員会の組織は、別表に掲げる職にある者で構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長とし、副委員長は、環境上下水道部長及び総務部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、環境上下水道部長、総務部長の順でその職務を代理する。

(委員会の会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 議長は、必要と認める委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提供を求めることができる。

(報告)

第 6 条 委員長は、委員会の会議の内容を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、環境上下水道部環境保全課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日要綱第 174 号）

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 87 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 58 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第 74 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日告示第 41 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 13 日告示第 199 号）

この要綱は、令和 6 年 11 月 13 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

副市長
環境上下水道部長
総務部長
未来創造部長
市民部長
保健福祉部長
建設産業部長
教育部長
消防長

中間市第3次環境基本計画

2025（令和7）年3月

〒809-8501

福岡県中間市中間一丁目1番1号

中間市 環境上下水道部 環境保全課

Tel：093-244-1111（代表）

093-246-6265（環境上下水道部 環境保全課）

Fax：093-244-1317

<https://www.city.nakama.lg.jp/>





中間市第3次環境基本計画

